

# 平成29年第3回

おいらせ町議会定例会

会議録第3号

おいらせ町議会 平成29年第3回定例会記録

おいらせ町議会 平成29年第3回定例会記録				
招集年月日	平成29年9月4日(月)			
招集の場所	おいらせ町役場本庁舎議場			
開 会	平成29年9月6日 午前10時00分 議長宣告			
延 会	平成29年9月6日 午後 3時36分 議長宣告			
応 招 議 員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1 番	澤 上 勝	2 番	澤 上 訓
	3 番	木 村 忠 一	4 番	高 坂 隆 雄
	5 番	田 中 正 一	6 番	平 野 敏 彦
	7 番	檜 山 忠	8 番	川 口 弘 治
	9 番	吉 村 敏 文	10 番	澤 頭 好 孝
	11 番	西 館 芳 信	12 番	西 館 秀 雄
	13 番	佐々木 光 雄	14 番	松 林 義 光
	15 番	沼 端 務	16 番	馬 場 正 治
不 応 招 議 員	なし			
出 席 議 員	16名			
欠 席 議 員	なし			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
	町 長	三 村 正 太 郎	総 務 課 長	倉 舘 広 美
	分庁サービス課長	松 林 政 彦	企 画 財 政 課 長	成 田 光 寿
	まちづくり防災課長	田 中 貴 重	税 務 課 長	赤 坂 千 敏
	町 民 課 長	澤 田 常 男	環 境 保 健 課 長	小 向 道 彦
	介 護 福 祉 課 長	小 向 仁 生	農 林 水 産 課 長	西 舘 道 幸
	商 工 観 光 課 長	松 林 光 弘	地 域 整 備 課 長	澤 口 誠
	会 計 管 理 者	北 向 勝	病 院 事 務 長	小 向 博 明
	教育委員会教育長	福 津 康 隆	学 務 課 長	泉 山 裕 一
	社会教育・体育課長	柏 崎 和 紀	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	相 坂 一 男
	選挙管理委員会事務局長	倉 舘 広 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 舘 道 幸
	監 査 委 員	名 古 屋 誠 一	監 査 委 員 事 務 局 長	中 野 重 男

本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 長	中野重男	事務局 次長	小向正志
	臨時職員	谷地由美子		
町長提出議案の題目	1	報告第21号	自動車事故に係る損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について	
	2	報告第22号	自動車事故に係る損害賠償の額の決定に係る先決処分の報告について	
	3	報告第23号	放棄した債権の報告について	
	4	報告第24号	平成28年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について	
	5	報告第25号	平成28年度おいらせ町一般会計継続費精算報告について	
	6	報告第26号	平成28年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告について	
	7	議案第44号	おいらせ町情報公開条例及びおいらせ町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	
	8	議案第45号	おいらせ町消防団条例の一部を改正する条例について	
	9	議案第46号	おいらせ町史跡等公園条例の一部を改正する条例について	
	10	議案第47号	新学校給食センター食器食缶等購入契約の締結について	
	11	議案第48号	平成29年度おいらせ町一般会計補正予算について	
	12	議案第49号	平成29年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算について	
	13	議案第50号	平成29年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計補正予算について	
	14	議案第51号	平成29年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算について	
	15	議案第52号	平成29年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算について	
	16	議案第53号	平成29年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算について	
	17	議案第54号	平成29年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算について	
	18	議案第55号	平成29年度おいらせ町病院事業会計補正予算について	
	19	認定第1号	平成28年度おいらせ町一般会計歳入歳出決算認定について	
	20	認定第2号	平成28年度おいらせ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	21	認定第3号	平成28年度おいらせ町奨学資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	22	認定第4号	平成28年度おいらせ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	23	認定第5号	平成28年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	24	認定第6号	平成28年度おいらせ町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	25	認定第7号	平成28年度おいらせ町公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	26	認定第8号	平成28年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
	27	認定第9号	平成28年度おいらせ町病院事業会計決算認定について	

議員提出 議案の題目		
開 議	午前10時00分	
議 事 日 程	議長は、本日の議事日程を次のとおり報告した。(別添付)	
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の3名を指名した。	
	13番	佐々木 光 雄 議員
	14番	松 林 義 光 議員
	1番	澤 上 勝 議員
議 案 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 者 の 要 旨
会議成立 開議宣告	事務局長 (中野重男君)	修礼を行いますので、ご起立願います。 礼。 着席ください。
	馬場議長	おはようございます。 ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しております ので、直ちに本日の会議を開きます。 山崎市松農業委員会会長は、本日所用のため欠席との申し出が ありましたので報告いたします。  (開会時刻 午前10時00分)
議事日程報告	馬場議長	本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
	馬場議長	日程第1、報告第21号、専決処分の報告についてを議題とい たします。 本件は、自動車事故に係る損害賠償の額の決定について報告す る件であります。

<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>当局の説明を求めます。 総務課長。</p> <p>おはようございます。 報告第21号についてご説明申し上げます。 議案書の1ページから3ページをごらんください。</p> <p>本件は、損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について、第1号の規定により、去る6月12日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、本年5月22日、午後3時40分ごろ、三沢市大字三沢字浜通において、町職員の運転する公用車が、2台前の車両の急な左折に反応してブレーキをかけた1台前の一般車両にブレーキが間に合わず追突し、リアバンパーを破損させたものであります。損害賠償額は相手側車両のリアバンパー修理代金25万3,616円で、示談が成立しております。</p> <p>なお、損害賠償額につきましては、全額、全国町村会総合賠償保険により補填されているものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>1番 (澤上 勝君)</p>	<p>説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。 1番、澤上 勝議員。</p> <p>まず、おはようございます。 簡単に質問させていただきます。 要件は何があって三沢に行っていたのか。そしてまた、過失割合はどのようにあったのか。そして、事故が起きた原因はどこにあるのか。その3点。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>六ヶ所村への公務のための出張でございます。 あと、過失割合につきましては100対ゼロです。</p>

		<p>もう一点、事故の原因ですけれども、先ほど申し上げましたように何台かつらなって走っていきまして、一番後ろに公用車が走っていました。公用車の前の前の車がウインカーを出さないで急に左折したそうです。それにびっくりした公用車の前の車が慌ててブレーキを踏んだと。それに反応した公用車が、ブレーキが間に合わなくて1台前の車にぶつかったという内容の事故でございます。</p> <p>以上です。</p>
	馬場議長	1番。
質疑	1番 (澤上 勝君)	再度確認をしますが、事故の状況でありますけれども、完全なる前方不注意だと思いますけれども、眠りかけていたのか、失礼ながら携帯でもいじっていたのか、その辺の想像の中でそういうことができるんですけれども、それがなかったと言い切れるのだったら言っていたいただければ。
	馬場議長	総務課長。
答弁	総務課長 (倉館広美君)	今回の事故につきましては、現場検証、警察立会いのもと、行いましたけれども、道路交通法上の罰金とか点数はございませんでした。所属長からも確認しましたところ、特段疲れていたとか眠かったとか、そういう状況ではなかったと。正常な状態で運転していたということは確認しております。
	馬場議長	以上です。
	馬場議長	1番。
質疑	1番 (澤上 勝君)	正常な中で100、ゼロの事故が起きたというのは、私は考えられませんけれども、それが事実だということですからご理解をしますけれども、これは先ほど、その後を見るとまた人身事故にもつながっているんですね。点数も取られているんじゃないですか。
	馬場議長	総務課長。

<p>答弁</p>	<p>総務課長 (倉舘広美君)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p>	<p>次の報告事項で報告しようと思っておりましたが、今ご質問いただきましたので最初にお答えします。</p> <p>人身事故の賠償金も発生しておりましたが、実際には名目治療費であります。相手側の運転手が念のために精密検査を受けたいということで精密検査を受けて、その金額でありまして、実際にはもう支障はないということで示談が成立しております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第21号を終わります。</p> <p>日程第2、報告第22号、専決処分の報告についてを議題といたします。</p> <p>本件は、自動車事故に係る損害賠償の額の決定について報告する件であります。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>総務課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>総務課長 (倉舘広美君)</p>	<p>報告第22号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の4ページから6ページをごらんください。</p> <p>本件は、損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について、第1号の規定により、去る7月9日付で専決処分を行ったものであります。</p> <p>その内容につきましては、報告第21号でご説明申し上げました事故により、相手車両の運転者を負傷させたものであります。損害賠償額は相手側運転者の治療費、慰謝料等の代金5万4,644円で、示談が成立しております。</p> <p>なお、損害賠償額につきましては、全額、全国町村会総合賠償保険により補填されているものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

質疑	馬場議長  1 番 (澤上 勝君)	説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 1 番、澤上 勝議員。  1 つだけ確認をしますけれども、1 0 0、ゼロの事故だということでありまして、本人の処分というか、懲罰といいますか、その辺の対応といいますか、その辺はどうなっていますか。
答弁	馬場議長  総務課長 (倉館広美君)	総務課長。  おいらせ町職員等の自動車等の事故等に係る管理に関する要綱の中で自動車事故等の処分の内容が決められておりますけれども、今回の事故に関しましては道路交通法上の違反は何もないという確認を警察からしておりますので、私と所属長から口答で注意をしたと。  以上であります。
質疑	馬場議長  1 番 (澤上 勝君)	1 番。  警察は何もないと言っておりますけれども、使う側として1 0 0、ゼロの場合、ただの嚴重注意で適当なのか、その辺、町長さん、どう考えますか。
答弁	馬場議長  町長 (三村正太郎君)  馬場議長	答弁お願いします。 町長。  今、総務課長が説明しているとおりの口答というふうにやった感じであります。やったわけでありまして、澤上議員がおっしゃる考えはわからないようなわけではないけれども、こちらはきちっと内容に応じてちゃんと基準みたいなものいろいろがあるので、それによってやっているということですから、澤上先生のおっしゃる意味がわからない、私は。  1 番。



<p>質疑</p>	<p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>最後ですから。</p> <p>私は考えるに、やっぱり軽過ぎるという考え方があるので、町長さんは規則にのっとって処分をしているということですから、その処分の内容について軽いという、私は今の見解を聞いたので、町長さんもそのとおりとしか言えないのは事実だと思いますけれども、やはりいろいろな場面で厳粛に処分をするなりしなければ、また同じことが何かにと起きかねない現状であるので、その辺は厳粛に指導、職員の人事評価もありますけれども、町の名誉といいますか、要らないので新聞沙汰にならないように、そういう観点からも厳粛にしていきたいという思いだけです。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>6 番、平野敏彦議員。</p> <p>今の事故については、基本的に本来は公用車を使用すべきところを職員雇用の運転手をつけて出張させればこういう問題はなかったと思います。</p> <p>今現状を見ますと、ほとんど職員は出張に当たっては公用車を自分で職員が運転して出張しているという現状であります。これらは、合併前はほとんど運転技能員がついて職員を出張に行かせた経過があるんですけれども、だんだんそれがなくなってきて、職員が自前で公用車を運転してこういう事故が発生しているわけです。職員本来の業務ではない部分を担っているわけですから、今みたいな突発的な事故に対する対応というのは、私は本当にかわいそうだなと思います。特に職種によっては保健業務とか、そういうのの女性の職員が、自分の車ではない町の公用車に乗るということになれていないせいもあります。そういう意味ではもっと配慮すべきだし、またさらにこういう事故に対応して、今総務課長の報告を聞いていますと、道路交通法上の違反もない、どうしても避けられない事故ということで、費用負担割合が 10 対ゼロというのはお互いに保険同士の話し合いにもよると思いますし、私はこれはやむを得ないんじゃないかなと思います。ただ、1 点、職員の運転に係る部分についてはもっと配慮して、出張する際も安心して出張できるような体制づくりをやっ</p>

		<p>り整えるべきじゃないか。この場合は町外ですけれども、町内の場合はほとんど職員が公用車を運転しているわけで、町外の事故、町内の事故問わず、やっぱり職員をちゃんと保障した形で業務に当たらせるべきだと思います。そうでないと、最後になればどうしても職員個人が道路交通法上の違反があったとか、そうなればそちらで処罰を受けるし、または仕事をしていてミスったという判断になって処分を受けるということになれば、いろんな意味で業務に支障が出てくるんじゃないか。職員の意欲の減退にもつながります。そういうものをちゃんと整理すべきじゃないかと思いますが、いかがでしょう。私は、そういうふうこれから進むというのであれば、しっかりしたそういう基準なり体制をちゃんとつくるべきだと思いますが、いかがでしょう。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長  総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>平野議員からのご質問、ごもっともだと思います。平野議員が職員だった時代から運転手が足りなくて公用車を職員がみずから運転してというのが、それが日常的に行われている状況で、それが現在も続いているという状況でありまして、今公用車は50台近くありますけれども、その50台に運転手を全てつけるかとなると現実的ではない。また、業務上、どうしても保健師の業務でありますし、また税務課職員が徴収に行く場合もありますので、どうしても本人が、担当職員が直接行ったほうが効率上いいという面もあります。非常に難しい問題だと思いますけれども、議員ご指摘のご提言、今受けとめまして、職員の公用車の運転につきましてはいま一度どういう取り扱いにしたらいいか内部でも一度検討させてもらいたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長  11番 (西館芳信君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p> <p>この事故に関する懲罰というか、そういう関係については、国家賠償法を見ますと、当事者に求償権を行使するというのは故意または重大な過失があるときとなっているんです。つまり平野敏</p>

		<p>彦議員お話ししたように、職員の職務の意欲を減退させないようにとはっきりうたってありますし、処罰はそれで私はよろしいと思います。</p> <p>それはそれといたしまして、今5万4,644円という額について、議会に対して議決すべき事項として出たのかな。まずこの法的な根拠について、自治法上、あるいは町の条例についてということで、まずおさらいの意味で確認させてください。総務課長。</p>
答弁	馬場議長	総務課長。
	総務課長 (倉館広美君)	<p>お答えいたします。</p> <p>おいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定についての中で、法律上の義務に属する1件50万円未満の損害賠償額という規定が専決処分できる金額になっていまして、今回それに該当するので報告させていただいたものです。</p> <p>以上です。</p>
質疑	馬場議長	11番。
	11番 (西館芳信君)	<p>なるほど。私はてっきり条例以上に自治法の中の損害賠償という中での議決事項に入って、わざわざこういう小さい事故でも出しているのかなと思ったんです。条例でしたら幸いです。条例でこれが何とかできるのであれば、議会議員の一人として、こういう件まで議会に持ち込んでほしくない。なぜかという、実質これは総務課長、あなたの職として保険会社と渡り合って、この額はこれぐらいにすべきだというこの損害賠償を1円でも削れたとか、そういうふうに分の意思が働きましたか。私は恐らく全く働いていないと思います。保険会社が一方的に決めてしまう。保険会社が一方的に決めたことのこういう微細なものに対して、議会がただ追認するという。追認です。私たちは何ら論議することもない。恐らく余地がない。これは条例であればやっぱりもっと状況を考えて、これはもう必要ではないというものをもっと決めて、出さなくてもいいと思います。保険会社の実情は保険会社が一方的に決めて、何ら実際意思が割り込まない。途方に高ければ別ですけども、はい、わかりましたということでもう処理し</p>

答弁	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>ているわけですから、いかがでしょうか。その辺のところの考え方、町長に聞きたいんだけど、総務課長で結構です。今後。</p> <p>総務課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>地方自治法の180条では、地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは地方公共団体の長においてこれを専決処分することができるとうたわれております。そして、専決処分した後に議会に報告しなければならないという内容になってございまして、どういう事案を専決処分して議会に報告しなければならないというのは、それぞれの自治体においての裁量で決めることができます。先ほど申しましたように、当町の場合においては1件50万円未満の額ということに定めております。これにつきましてもこれが正しいというか、これがふさわしい金額なのかどうか、他の市町村がどういう取り扱いをしているのか。多分横並びで決めたものだと思いますけれども、もう一回その辺をチェックしてみたいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ご提言ありがとうございました。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>11番。</p> <p>今総務課長が180条を挙げられたんだけど、これはあくまでも専決できることという条文です。96条には恐らく損害賠償という4文字があって、何項だったか忘れたけれども、その中に損害賠償の件は必ず議会にかけなければならないというものも私、記憶にありますので、その辺の180条と96条のそごがなければぜひそうして積極的に進めてほしいと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で報告第22号を終わります。</p>

	馬場議長	<p>日程第3、報告第23号、放棄した債権の報告についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>税務課長。</p>
当局の説明	<p>税務課長 (赤坂千敏君)</p>	<p>報告第23号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の7ページ、8ページをごらんください。</p> <p>本件は、学校給食費負担金を放棄したので、おいらせ町債権管理条例第13条第2項の規定により報告するものであります。</p> <p>その内容は、学校給食費負担金2名分8件、29万2,985円を債権放棄したものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>1番 (澤上 勝君)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>1番、澤上 勝議員。</p> <p>ちょっと伺います。</p> <p>この中のケースは8件でありますけれども、人数としては何人なのか。</p> <p>それから、差し支えなければ地区の学校名、それから、最終的 判断基準はどこにあったのか。また、前の未回収の資料を見ますと、平成18年度もあるわけですがけれども、平成18年度中のものについてはまだ債権放棄をしないという、回収できるという方向で確認、よろしいでしょうか。</p> <p>以上。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>まず、1点目になります。</p> <p>人数になりますけれども、人数は2件で、1人の方が2名、もう一人の方も2名になって、全部で4名になっております。こちらの人数は児童生徒の人数になっておりますので、ご了承願います。</p>

		<p>あと、学校名に関してみれば、大変申しわけございません。そこらはちょっとお答えをすることができませんので、何とかご理解をお願いしたいと思います。</p> <p>判断基準になりますけれども、備考欄にも書いておりますが、生活困窮ということになっております。基本的には債権条例の中で先ほど説明いたしましたけれども、債務者が著しく生活困窮状態の場合ということで、こちらに準用しております。この2名の方々は生活保護者でありますので、こちらの条項に該当して債権放棄をするという形になっております。</p> <p>前回平成28年度におきましては、合併前の部分で債権放棄を時効ということで行わせていただきましたので、今後もこういう生活困窮者の部分が出てくるような場合は、条項にのっとって行う場面もあり得ると思います。あくまでもこの債権条例にのっとって、該当する場合はそういう形をとっていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>1番 (澤上 勝君)</p>	<p>1番。</p> <p>今この方々4人は、想像には2世帯のような気がしますけれども、まずは平成27年、28年度の経過はどうなっていますか。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>1人の方は、平成26年度に三戸地区の福祉事務所に協議をいたしまして、生活保護費から給食費を入れていただくような形で行っております。現在、ですから、福祉事務所から給食費をいただいているという形になっております。それから、もう一人の世帯の方は、平成19年、21年になっておりますので、小学校何年かというのがちょっとわからない部分もございますので、現状のところはちょっとわからないんですけれども、もう一人の方はいろいろ生活困窮世帯ということもありますが、親御さんも亡くなっているというお話も聞いております。</p> <p>以上になります。</p>

質疑	<p>馬場議長</p> <p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>1 番。</p> <p>最後に、春から給食センターになり、多分集金業務はかなり多難になると思いますので、できるだけ未回収のないような連携をとりながら回収をしていただければということをお願いをしておきます。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>7 番 (檜山 忠君)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>7 番、檜山 忠議員。</p> <p>7 番、檜山ですけれども、ちょっとお聞きしたいんですけれども、生活困窮ということなので、それで生活保護を受けているということなんですけれども、その生活保護の金額の中でも払い切れない生活保護の金額なんでしょうか。そこら辺を教えてくださいませんか。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>基本的には生活保護の中で、私も余り詳しくはないんですが、給食費にこのぐらいかかるといふ部分は、その分保護者に支給される予定になっておりますので、その分を保護者ではなくて福祉事務所から公会計に入れてもらうという形になっております。ですから、その辺、給食費の部分だけに関してみれば、かかった分は福祉事務所でそのままの金額を寄こしてくれているという形になっていると聞いております。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>7 番 (檜山 忠君)</p>	<p>7 番。</p> <p>ということは、どうなんですか。福祉事務所から払っているのであれば、別にそれを滞納していくあれはないと思いますけれども、それをまた別な方向に使ってしまって、結果的には払い切れなくなっていくということになるんでしょうか。そうでなければ、生活保護の金額が足りないようであれば、もう少し増額せざるを得ない面も出てくるのかなと思いますけれども、いかがですか。</p>

	馬場議長	学務課長。
答弁	学務課長 (泉山裕一君)	済みません。少々休憩をお願いいたします。
	馬場議長	暫時休憩します。  (休憩 午前10時29分)
	馬場議長	休憩を解き、会議を再開します。  (再開 午前10時30分)
	馬場議長	学務課長。
答弁	学務課長 (泉山裕一君)	大変申しわけございません。 過去の分に関してみれば、そちらは該当にならないということで、それで債権放棄をしております。現在の協議が終わってからのものに関してみれば、給食費として福祉事務所から入金していただくという形になっております。 以上になります。
	馬場議長	7番。
質疑	7番 (檜山 忠君)	ということは、今後は問題ないと考えればいいわけですね。
	馬場議長	学務課長。
答弁	学務課長 (泉山裕一君)	今後は福祉事務所から来ますので問題がないと思っております。 以上になります。
	馬場議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。  **なしの声**
	馬場議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第23号を終わります。
	馬場議長	日程第4、報告第24号、平成28年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についてを審議する前に、監査委員より提



質疑	<p>(議員席)</p> <p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p> <p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>出されております意見書について、質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>1 番、澤上 勝議員。</p> <p>遅くなって、議長が進めるのが早いなと思っていましたけれども。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>意見書についてですよ。意見書についての質疑です。</p> <p>意見書でございます。そのとおりでございます。</p> <p>私、この中をいろいろ見ましたが、実質意見書の中の指摘事項というのが全く私は感じられないんですけども、監査委員の方はどういう考えの中で意見書をつくっているのか、その考え方を若干先にお聞きしたい。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>監査委員 (名古屋誠一君)</p>	<p>名古屋監査委員。</p> <p>回答いたします。</p> <p>今質問されましたことにつきましては、担当課より各指標につきまして説明を受けております。その中で今回提出いたしました健全化判断比率、資金不足比率についてそれぞれ指標のとおり提出しておりますので、それぞれ今話されました意見書などについては詳しくは述べていない状態です。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>1 番。</p> <p>指標とか表を全部見ましたけれども、果たして監査委員として言葉で指摘事項が載らないのは、私は腑に落ちないような気がします。現状は載っているのはわかります。ただ、これから町に対して、この部分に対してはこう改革してよくしていきなさいとか、それがやる立場であろうと、私は、もしあなたの立場だった</p>

		<p>らそういう指摘をするんですけども、これはまた見解の違いかもしれない。</p> <p>指標を見ますと、本会計から繰り入れするから、調整するから必ず黒字になるんです。簡単な話、これは。役場のシステムは簡単ですよ、黒字にするには。赤字にするのも簡単だし、繰り出しすればいいし。そういうところですから、やはり監査の方の本当の实质の財務を見た中で指摘をできなければ、多分私は役目を果たせないと、失礼ながら。やはり厳しいかもしれませんが、各病院のあれもそうです、全部。繰り入れと繰り出しの問題ですから。それをやはり……。〔ものをわからないでしゃべるのはとんでもないよ。説明を聞くんだ。失礼だ〕の声あり) 失礼なのか。〔失礼だ〕の声あり) それは私の考えで言っていましたので。〔失礼なことを言ってもいいということはないと思う〕の声あり) では議長さんがとめるのではないの。</p>
質疑	馬場議長	<p>発言する場合には挙手の上、発言いただきたいと思います。</p>
	1 番 (澤上 勝君)	<p>と、私は考えるし、あと、その指標の中で税収も上がってきているし、かなりいい状況だというのは私もわかりますので、そういうことでよろしくお願いします。</p>
答弁	馬場議長	<p>名古屋監査委員。</p>
	監査委員 (名古屋誠一君)	<p>今申しあげました監査委員の総合的な意見ということですが、それにつきましては今後監査委員としても検討していきたいと考えております。</p> <p>なお、皆さんに配付しておりますおいらせ町決算報告書を見ているかと思いますが、この最後のところには各指標の試算が出ております。これをご参照したいと思います。</p>
質疑	馬場議長	<p>ほかに。</p> <p>6 番、平野敏彦議員。</p>
	6 番 (平野敏彦君)	<p>議長に 1 つお願いしますけれども、今の報告事項については 10 ページの部分についての議論だけで、監査委員の全般にわたる</p>

<p>当局の説明</p>	<p>馬場議長  (議員席)</p>	<p>部分には該当しないんじゃないかと。やはり議論する中で議長はちゃんと軌道修正をして、逸脱しないような議事運営に努めてほしいと私は思います。今言っているのは監査委員が報告した事項はこれですから、この部分について質疑をするべきであって、他の部分については次の事項でやるべきだと私は思います。議長の議事運営上、配慮をして議事に当たってほしいということで終わります。</p> <p>了解しました。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、質疑を終わります。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第4、報告第24号、平成28年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>
	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、報告第24号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書は9ページから10ページになります。</p> <p>本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度決算に伴う一般会計等の健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率について監査委員の意見を付し、報告するものであります。</p> <p>10ページをごらんください。</p> <p>まず、1. 健全化判断比率であります。備考欄に黒字比率を記載しておりますとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに全ての会計の決算が黒字であったことから、数値の計上はありませんでした。</p> <p>また、実質公債費比率は12.4%、将来負担比率は23.6%で、ともに早期健全化基準を下回っております。</p> <p>次に、2. 資金不足比率であります。備考欄に資金剰余比率を記載しておりますとおり、公営企業に係るいずれの特別会計におきましても資金不足はなく、数値の計上はありませんでした。</p>

		<p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>馬場議長  (議員席)</p>	<p>説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。ありませんか。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で、報告第24号を終わります。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>日程第5、報告第25号、平成28年度おいらせ町一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 企画財政課長。</p>
<p>当局の説明</p>	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、報告第25号についてご説明申し上げます。 議案書11ページから12ページになります。 本件は、平成27年度から平成28年度までの2カ年、継続して実施いたしました公共施設等総合管理計画策成事業及び阿光坊古墳群ガイダンス施設建設事業の2件の事業が終了いたしましたので、地上自治法施行令第145条第2項の規定により継続費の精算報告をするものであります。 以上で説明を終わります。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。 この際、質疑を受けます。 質疑ございませんか。 1番、澤上 勝議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>1番 (澤上 勝君)</p>	<p>ちょっと確認をしますけれども、12ページの10. 教育費の中の平成28年度の部分でありますけれども、最終的に国庫地方債がかなりのずれがあるわけですが、このずれが余りにも私は見るに多過ぎると思いますので、それなりの根拠があると思いますので、その根拠だけ、説明をお願いします。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>暫時休憩します。</p>

		(休憩 午前10時40分)
	馬場議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
		(再開 午前10時42分)
	馬場議長	企画財政課長。
答弁	企画財政課長 (成田光寿君)	答弁がてこずりまして大変申しわけございません。 平成28年度のところで、確かに年割額の全体計画に対して実績 が下がっております。特に国庫支出金のところは、国庫支出金全 体計画では3,374万1,000円に対して実績は3,420 万9,000円ということになってございます。いずれも実績に 伴わずれでございます。 以上です。
	馬場議長	1番。
質疑	1番 (澤上 勝君)	それは実績だからわかるけれども、その中に何かがあるでしょ う。この部分は減らされたとか、この部分は足りなかったとか。 ただ単純に差っ引いてこうだという話では全然答弁になってい ないんだよ。
	馬場議長	質問の趣旨は、全体計画の金額と実績との差額の内訳について 聞いているものと思われますので、答弁願います。 社会教育・体育課長。
答弁	社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)	それでは、国庫補助金ですけれども、実際に予定していた事業 等で精査していった結果、補助対象になるものとならないもの、 それがまず実績とずれていたということで、金額のずれが生じた ものでございます。 以上でございます。
	馬場議長	1番。
質疑	1番 (澤上 勝君)	地方債がふえたということは、解釈によっては全く最初から無 理なものを申請したということですか。

答弁	<p>馬場議長</p> <p>社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>申請前にはやはりいろいろと聞きながらヒアリングを受けて、これが対象になる、ならないは一応算定して精査したつもりではございましたが、最終的に実績の部分でならない部分が出てきたということでございます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>追加答弁ですね。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>先ほどの答弁でちょっと訂正がございます。</p> <p>当初の全体計画、国庫支出金要件に対して実績で減ったということで答弁いたしました、実績は逆にふえてございます。先ほどの答弁を訂正いたします。</p>
当局の説明	<p>馬場議長</p> <p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>ほかに質疑なしと認め、本件に対する質疑を終わります。</p> <p>以上で、報告第25号を終わります。</p> <p>日程第6、報告第26号、平成28年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>それでは、報告第26号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書13ページをごらんください。</p> <p>あわせて別冊にてお配りしております青森県新産業都市建設事業団の平成28年度の決算に係る資料もご用意ください。資料は、別冊資料1をご用意ください。</p> <p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>本件は、当該事業団からの平成28年度決算について報告がありましたので、地方自治法の一部を改正する法律、附則第3条の規定による改正前の地方自治法第312条第3項の規定により</p>

		<p>報告するものであります。</p> <p>なお、当町にかかわる百石住宅用地造成事業の概要を申し上げ、他の事業につきましてはご参照いただくことで説明を省略させていただきます。</p> <p>それでは、別冊資料1、平成28年度青森県新産業都市建設事業団特定事業決算の16ページをごらんください。</p> <p>百石住宅用地造成事業の損益計算書であります。昨年度において分譲地売却がありませんでしたので、1. 営業収益の用地売却収益、2. 営業費用ともにゼロ円となりました。3. 営業外収益は町からの補助金、受け取り利息等で1億1万7,511円、4. 営業外費用は1万7,013円となりました。これらにより当年度純利益は1億498円となり、前年度までの繰越欠損金2億9,356万9,272円に当年度純利益を加えた当年度未処理欠損金は1億9,356万8,774円となり、翌年度へ繰り越ししております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>この際、質疑を受けます。</p> <p>1番、澤上 勝議員。</p> <p>1番 (澤上 勝君)</p> <p>担当課長、次のページの貸借対照表も説明するべきものだと私は思いますけれども、しないから私は見ていましたけれども、この中で何点か聞きます。</p> <p>直接会議に行っているのは担当課長だと思いますけれども、この中で雑収益1万7,013円の中身、それから、支払利息の1万7,013円の中身です。</p> <p>それから、貸借対照表に行きまして、銀行預金3,500万円ありますけれども、これはどこの銀行に預金なされているのか、明確に教えていただければと思います。</p> <p>次の20ページ、負債の分ですけれども、長期借入1億4,000万円ありますけれども、これはどこの銀行から借りて、どのような形で返す予定になっているのか。</p> <p>それから、流動負債の中の1億6,000万円も同じく、全くこれは説明のない貸借対照表ですから、普通は備考欄、つけるん</p>
--	--	---

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p>	<p>ですけれども。</p> <p>最終的には負債合計も資産合計もあるんですけれども、私が見る限り、これは3,500万円を返せば、その分利息を食わない勘定になるんですけれども、どういうわけでその分を浮かせているのか、その根拠を説明ください。</p>
	<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>まず、1万7,013円の関係でございますが、これは事業団側で毎年4月1日から3月31日までの1年間、県からお金を借りてございます。公共団体でありますので3月31日に一度締めます。そのときに事業団が一度県にお返しします。すると、3月31日から翌年度の会計が始まるまでの数日間、融資がないこととなりますので、事業団側で民間の金融機関からお金を借りることとなります。その一時的な借りに伴う借入金です。その際の利子を報告に計上しております。ちなみにそちらの利子につきましては、町から利子補給金という形で事業団にお支払してございます。</p> <p>それから、20ページの1億4,000万円の関係です。長期借入金です。これは事業団会計の中に臨海会計がありますが、事業団側の事業団の内部での臨海会計からの借入金ということになります。</p> <p>あと、銀行で、会計からの借りに入りますので、銀行から借りているものではございません。「どこの銀行」の声あり)臨海会計から借りに入れていますので、直接銀行から借りに入ったものではございません。</p> <p>それから、一時借入金の1億6,000万円は、事業団側で青森県から借りに入れているものでございます。</p> <p>それから、19ページの3,567万8,000円ほどの現金預金ですが、金融機関まではこちらで把握してございません。事業団側で預金しているものでありますので、どこの銀行かまでは今把握してございません。</p> <p>以上でございます。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>1番。</p>



<p>質疑</p>	<p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>今ちょっと課長さんが早口でべらべらしゃべるからわからない。ちょっと聞き落としたんですけれども、実質1万7,013円は払ったけれども、それは町での持ち出しで払ったという、最終的なイコールということの解釈ですか。そういうことですね。</p> <p>もう一つ、先ほどから聞いているけれども、銀行がどこにあるのかもわからないというのは問題ではないですか。あなたが直接行っているんだったら、町長も行っているのかも、あの会議にね。その辺を明確にして。</p> <p>もう一つ、俺が言ったのは、3,500万円、現金がありますから、これは何も使い道がないので、この中を見ると。工事もやらないんですから。その分を返せばその分利息が少なく済む。これは会計上の論理でありますから。無駄な金を要求する、利息が高いのだといいよ。なぜそういうシステムをやっているのか。それを黙認するのも俺はおかしいと思いますけれども。</p> <p>この中身をずっと見ると、こっちの特定事業の監査委員と臨海ですか、県議会議員たちの監査委員が2つに分かれているシステムもちょっと理解できないので、その辺も説明お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>青森県新産業都市建設事業団側でちゃんと専属の事務局員がいます。そちらで経営、それから資金管理等々全てやっています。</p> <p>あと、監査委員の関係もそちらで専任してございますので、こちらでそこまで明確なところまでは承知しておりません。</p> <p>それから、預金の関係につきましても、先ほど言いました事業団で管理してございますので、こちらは今は私は承知してございません。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>1 番</p>	<p>1 番。</p> <p>残念でありますけれども、承知していない、承知していない。</p>

質疑	(澤上 勝君)	<p>果たしてそういう状況でいいのですか。(「いがべ。聞かれないんだもの。管掌外だべ」の声あり) 担当外ではないでしょう、負担をしているから。(「管掌外というんだよ、管掌。できないの」の声あり) それから、まずいいです。やはり担当の方はしっかり把握しておかないと。これから多分指摘する場所があるはずですから。助言をするなり指摘するなりしなければ無駄な金が、無駄な町の税金をそこに投入されることになるんです。1円たりとも。言っているのを理解できるかと思いますので、今後そのようなことのないように、聞いたらある程度答えられるようにしていただければと思います。</p> <p>以上。</p>
	馬場議長	6番、平野敏彦議員。
	6番 (平野敏彦君)	<p>この事業団の会計については、私は町が委託をして、その事業団が町の委託を受けて事業をしているということでもありますから、いろんな意味で、ただ金を出してやっているのとは違うわけです。それがたまたま百石工業団地については完売をし、収益を上げて事業が終わっているわけです。この場合は軟弱地盤等があって100%処分できないで、こういう形で事後処理の報告になっているわけですから、この辺の仕組みをちゃんと説明しないと、この数字だけで説明しても私はなかなかよく理解を得られないんじゃないかなと思います。</p> <p>ですから、担当課長はそもそもの経過をちゃんと議員についても説明をして、こういう経過があつて今現在こういう状況になっていますよと。見れば、町が1億円ずつ補助を出して欠損金の処理に当たっているわけですから、あと2年もすればこれはゼロになるわけです。そういう意味もちゃんと説明しないと、だから、澤上議員はいろんな形でこの数値だけで質問しているわけですから。そういう状況がわかるようなことも補足して説明されたらいかがでしょうか。</p> <p>以上です。</p>
	馬場議長	<p>答弁はいいですか。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p>

当局の説明	(議員席)	**なしの声**
	馬場議長	なしと認め、本件に対する質疑を終わります。 以上で報告第26号を終わります。 ここで、11時15分まで休憩します。 <p style="text-align: right;">(休憩 午前10時58分)</p>
	馬場議長	休憩前に引き続き会議を開きます。 <p style="text-align: right;">(再開 午前11時15分)</p>
	馬場議長	日程第7、議案第44号、おいらせ町情報公開条例及びおいらせ町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 総務課長。
	総務課長 (倉館広美君)	議案第44号についてご説明申し上げます。 議案書の14ページをお開きください。 本案は、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律並びに行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、情報公開等に関し、必要となる規定の改正を行うため提案するものであります。 主な改正内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、議案書の61ページをお開きください。 61ページ、上段の表、情報公開条例第7条では、個人情報の定義を明確化しております。下段の表、個人情報保護条例第2条では、個人情報の定義について規定しております。 めくっていただきまして、62ページでは、同じく第2条で、個人識別符号と要配慮個人情報の定義について規定しております。 63ページと64ページをごらんください。 第6条及び第7条では、要配慮個人情報の取り扱いについて規定しております。 66ページをお開きください。 第15条では、非識別加工情報を提供するための仕組みについて

	<p>馬場議長</p>	<p>て規定しております。また、条文全般にわたりまして字句の修正等を行っております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を受けます。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p>
<p>質疑</p>	<p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>西館芳信です。</p> <p>今結果的にこう改正するということがわかりました。ただ、いつも言っているんだけど、何でこう改正するのか、その背景、本当に勉強不足で申しわけない。もしかすればインターネットだとか、そういうのでやればわかるのかもしれないけれども、個人情報とか、情報公開に対する国民の認識というのがこういう推移で移り変わって、国もこういうふうに変更せざるを得なかった。そして、その国の改正によって地方もこうせざるを得なかったという推移、経緯というものを最初に説明してくだされば、私たちも飲み込める、ああ、こういうところがポイントなんだというのがわかるわけですので、いきなりそう言われても総務課長も困るのかもしれないけれども、できるだけ結構ですので、お願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>もう一通は、新旧対照表をごらんになっていただきたいと思えます。</p> <p>上の表の情報公開条例で、改正案の太字になっているところがありますけれども、現行は記述等という表示だけでして、個人情報とは何かという定義が明確化されておりました。それで、今回文書、図画、もしくは電磁的記録に記録、記載された、または音声、動作、その他の方法を用いてあらわされた一切の事項というふうな。どういうものかというのが今まで記述等という曖昧な表現でありましたけれども、今回の改正によりまして、例えばパソコンのデータとかも個人情報になりますよと。写真とか</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>も、ビデオとかも個人情報の中に入りますよというような、明確にそう規定したものでございます。</p> <p>それと、下段の個人情報保護条例についても同じように電磁的方式、磁気的方式等で識別することができるというふうに、今までの記述の仕方が曖昧だったのでこれを明確にしたということでございます。</p> <p>次、62ページでありますけれども、(2)個人識別符号とありますけれども、これがどういうものかという、今まで規定にございませんでした。アの中で特定の個人の体の一部の特徴を電子計算機の要に供するために変換した文字等々、書いてありますけれども、体の一部の特徴、例えば指紋を想定していると思えますけれども、それも個人情報の中に入りますよという規定でございます。</p> <p>それから、イになりますけれども、イの3行目、個人に発行されるカード、その他の書類とありますけれども、パスポートの旅券番号とかも個人情報になりますよと明確に規定したものでございます。</p> <p>あと、その下でありますけれども、(3)要配慮個人情報とありますけれども、この規定は本人の人種、身上、社会的身分、病歴や犯罪の経歴等々も個人情報に入りますよという規定を設けてございます。</p> <p>以上、これまで曖昧だった、解釈の仕方によってはどうととれるようなものを今回新たに明確にしたというものでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>私が答えられるのはそれぐらいですので、ご勘弁していただきたいと思います。</p> <p>11番。</p> <p>大概わかりました。おいらせ町情報公開云々と書いているんだけれども、おいらせ町が独自だとか、かなりの部分を自分たちの意思で改正したということじゃなくて、あくまでも国が事務的、あるいは法の運用上、改正せざるを得なくて、我が町も整合性のために追随した改正だと解釈してよろしいということですね。わ</p>
-----------	------------------------------------	--

当局の説明	馬場議長 (議員席)	かりました。  ほかに質疑ございませんか。  **なしの声**
	馬場議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。  **なしの声**
	馬場議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第44号について採決をいたします。 本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  **なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第8、議案第45号、おいらせ町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。 当局の説明を求めます。 まちづくり防災課長。
	まちづくり防災課長 (田中貴重君)	それでは、議案第45号についてご説明申し上げます。 議案書の20ページから21ページです。あわせて73ページ、74ページをごらんください。  本案は、根拠法令の消防組織法の規定に基づいた消防団員の身分の取り扱いを条例において明確にするとともに適正な定数管理を図るため、おいらせ町消防団条例の一部を改正するものがあります。主な改正の内容を申し上げますと、第1条では消防組織法の設置の要件と整合を図った内容にするとともに消防団員の位置づけとして任用、報酬、費用弁償、分限、懲戒、服務といった身分の取り扱いを消防団員の公務災害補償及び退職報償金の規定の整備を図るものであります。第5条では消防団員をとりまく社会的要因、就業構図の変化などにより、消防団員数が減少していることから団員の条例定数、実団員数に開きがある状況において、条例定数に応じて負担する消防団退職報償金などの共済制度及び関係団体への負担金の適正や現状に則した定数管理を図

質疑	馬場議長	<p>るため、消防団定数を400人から360人に削減するものであります。</p> <p>なお、施行日は本年の10月1日です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>
	6番 (平野敏彦君)	<p>6番、平野です。</p> <p>まず1点ですけれども、先般消防の退職報償金の未払い等について全員協議会で説明いただきましたけれども、この事後処理についてはもう9月時点で全て処理されるのか、全て処理されるのがいつの時期になるのか、ちょっと私、確認できませんでしたので、これを1点お願いします。</p> <p>それから、5条の中で、定員400人が360人に改めるとありますけれども、消防団規則の中に管轄区域表があって、百石第1分団から第9分団、それから、下田第1分団から第9分団、こういう中で、団員数というのはおのおのどのぐらいの配置になっているのか。第5条の1表第1でいきますと、団長が1名、副団長4名、本団付団長が10名、分団長が19名、副分団長が19名ということは、多分管轄区域の部分等を示していると思いますけれども、そのほかに部長が38名、班長76名、団員233名、合わせて400名という形で示されてあります。この条例改正を見ますと360名になるわけで、そうすると団員だけが減るのか。この5条関係の別表第1と別表第2の各管轄区域の中では、それぞれ団員数が現在何人いて、360人になるとこういう形かわりますというのがあったら示していただきたい。お願いします。</p>
	馬場議長	まちづくり防災課長。
答弁	まちづくり防災課長	<p>お答えをいたします。</p> <p>まず、先般全員協議会で報告した消防団員の費用弁償、退職報</p>

	<p>(田中貴重君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>償金の未払いの件でございますが、こちらについては9月の全協で説明しましたけれども、7月4日に支払い等は全部終わっております。</p> <p>それと、消防団員の管轄についての400人から360人に対して団員数だけ減らすのか、また、ほかに減らすのかということでございますけれども、管轄ごとには今400人で、約20分団あって、1分団が約20名という考えではございますが、それぞれの分団、実情によって団員数が減っておりますので、相対の中で40名の団員を減らすという形で規則の改正もこの後に行ってまいりたいと思っております。</p> <p>以上であります。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>団員の削減は一般団員だけなのか、役職も含むのかという部分の答弁が漏れております。「現状の各分団の団員数とどう変えるのかというのが出ていない」の声あり)</p>
<p>答弁</p>	<p>まちづくり防災課長</p> <p>(田中貴重君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>40名の削減については233人団員数がありますが、その定数を減らすものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>あと、現状のいわゆる団員の数です。役職も含めて。</p>
	<p>まちづくり防災課長</p> <p>(田中貴重君)</p>	<p>それでは、答弁漏れいたしているようですから、お答えをいたします。</p> <p>団長から副団、本団分団長、分団長、副分団長、部長、班長については、それぞれ各分団、定数のおりでございます。団員数にちょっと開きがありますので、その部分に差異があるということでございますので、団長から班長までは変わらないと。団員数に差があるということでございます。</p> <p>それと、現状、先ほど各分団に20名ほどと言いましたが、大体多いところで23名から、少ないところでは12名、13名という分団の人数になっております。</p> <p>以上です。</p>



<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>23名から12名ということで、そうすると、これを見ますと、例えば12名のところだと分団長、副分団長、部長、班長、団員とかといったら下のほうで動く人というのが非常に少ないんじゃないかなという思いもしますし、私が危惧するのは、この地域の再編をしないでこのままでやるのであれば、私は減らすということは非常に疑問を感じるわけです。というのは、消防の、確かに火災とかそういうのは減っていますが、有事に際する災害対応というのは、私はいろんな意味で高度なものが求められるのではないか。そういうときにこの専門的な部分の意識の高い人が地域に減っていくということは、これは簡単なものではないなど、簡単に減らすべきじゃないなという思いがあります。特に先般の国からのチラシなんかを見ても、弾道ミサイルが落下する恐れがある、そういうチラシが入ってきたりなんかしています。そのとき誰にその地域の高齢者が聞けばいいのか、相談できるのか。動ける人が、やはり消防団の方々がいろんな形で地域を巡回したり顔を見せることによって高齢者の方々も安心・安全が保障されるんだという思いになると思います。今この条例改正の中では、実団員との条例の定数との乖離があるということですが、今の町の団員の確保の取り組みを見れば、チラシと町のホームページに載せてあります。これまでずっとチラシ配り、ホームページを開いて、どのような反応があったのか。問い合わせがあったのか。1件もなかったのか、この辺、いま一つお聞かせをいただきたいし、やはりただただそういう体制をつくって、受け身で待っているだけというのであれば、私は団員確保というのは簡単、容易ではないと思います。どういう取り組みをしても本当に効果がなかったというのか、これまでの経過というのを、なぜ一気に40名も減らさなければならなくて、今現状の体制、人数に合わせようとするのか。もうちょっと乖離じゃなくて、この原因がここだよというものがあったらお聞かせいただきたい。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>まちづくり防災課</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>それでは、お答えをいたします。</p>

	<p>長 (田中貴重君)</p>	<p>まず、条例定数の根拠法令である消防組織法に基づく消防団員の設置等、趣旨に関するものが、当条例が少し条文が違っているということと、あと、公務災害補償及び退職報償金に関する規定について消防団条例で明確に規定されておりませんでしたので、まずそれを直そうという考えでございます。</p> <p>それと、条例定数に基づいて負担する青森県市町村総合事務組合消防費負担、いろいろございますけれども、その負担が定数に係る負担となっておりますので、実数に掛ける負担ではなく、消防団の定数に係る負担という形になりますので、そこもこの根拠法令に合わせて消防団の定員も合わせようということでございます。決して消防団員の定数だけを下げ、減らすということではなくて、そういうものをトータルして今回条例定数を変えたいということでございます。</p> <p>それと、一旦360人に減らしますけれども、今後消防団への取り組み、消防団の入団等の取り組みによってふえるという状況とか、団員数がこれからまた伸びるという状況があれば、それはまた条例改正をして、訂正をしたいなと思っておりますが、ただ、現状70人以上の差もありますので、そこは一旦条例改正に合わせて消防団員を変えていきたいなということでございます。決して団員数を減らすということではなくて、実情を踏まえた消防組織の適正化のもくろみということで考えておりますので、ご理解いただければと思っております。</p> <p>それと、消防団の加入の促進であります。去る7月23日、防災訓練がありましたが、その際に、本来であれば消防団員と当役場の職員で消防団の活動を防災訓練の中、要は中央公園で加入促進運動、どういう活動をしているかという取り組みを見せようということも考えておりましたが、あいにく当日雨でございましたので、その活動、行動はやめております。今、これまでは確かに消防団員確保に向けた取り組みは積極的ではなかったと感じておりますが、今後はそういう実情を踏まえて一生懸命消防団員獲得、場合によっては地域の安全を守る消防団員、その獲得に向けて取り組んでまいりたいなということでございます。いずれにいたしましてもただの定数を減らすということではなくて、財政的な負担だったりとか、現状だったりとか、そういうことを踏まえて今回提案させてもらったということでご理解いただければ</p>
--	----------------------	--

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>などと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>6番。</p> <p>町の財政負担とか、そういう部分が定数で算定されて、負担金に実団員との乖離があつて、という説明ですけれども、例えば消防は県内自治体に必ずあるわけですから、それが100%皆団員がそろっているわけでもないわけです。定員に達していないところもその定員数で県に負担金を納めているわけです。それが運営されるわけですから。私はそれではそれで、実団員ではなくてもいいんじゃないか。やっぱりそういうことで県自体がその運営ができるわけですから、実際の額に下げていったら、向こうの財政的な運用も支障を来たすんじゃないですか。それが1つ。</p> <p>それと、実際に今この233名の中で、いざ出動のときに何人が出動することになりますか。私もうちの分団の車で乗っていく方々を見るとときに、先ほど言った多いところで23名、少ないところで12名、こういう中でほとんどが出動者が半分ぐらいになっているんじゃないか。絶対数が私は不足しているんじゃないかと思います。仕事も持っているし、その地域に全っているわけではない。こういうのを考えたときに、減らさなくてもほかからでも駆けつけられるような団員を確保しておくということが一番大事だと私は思います。町の負担する金額よりも、まずは安全対策、そういうものに優先すべきじゃないですか。私はそう考えますけれども、実際に、今、前の退職報償金とか、そういう未払いのところが出動する人数というのが幾らも出ていないんじゃないですか、この事案の発覚した中での消防団の出ている人数というのは把握しているわけでしょう。それからいったって少ないんじゃないですか。やっぱり私はいま一度このところは再考すべきだと思いますけれども、このままでいいんだというのであればそれなりに次にまた情勢が変われば条例を改正してふやすという考えもありますけれども、私はいかがなものかと思います。町長、どうですか。</p> <p>町長。</p>
-----------	---	---

<p>答弁</p>	<p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>今担当課長が説明をしたとおり、お願いしたいと思っていました。説明は課長からも受けていまして、いろいろ私も来て、実情というもの、実態というものも把握しながらこれでいいのかということ、負担金も納める、いろいろなことも総合的に判断したときには、平野議員のおっしゃるような視点もありますけれども、柔軟に発想して、今これを認めていただいて、そして、次また大量にといいますか、多くの消防団員が各分団、それぞれ全体でどんどんふえてきたというのであれば、これはまた考え直さなければならぬだろうし、また、諸情勢、社会情勢、北朝鮮の問題も、それから、台風が非常に大きい被害云々ということで、こういう実態に合わなくなってきたなといのであれば、またそれに柔軟に対応して条例改正という形にしたいと思っています。</p> <p>今回そういったことで、平野議員の思いは察するところありますけれども、そういったことで私どももこれをお願いしたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長  まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>ほかに。 まちづくり防災課長。</p> <p>きのう以来、平野議員から消防に対する貴重なご意見等をいただいております。</p> <p>決してただ減らすということではなくて、町の総合計画だったり地方創生の総合戦略だったり、とりあえず町の目標が360人にしようという目標もありますので、その目標の人数に今回させてもらったということでございます。いずれにしても努力目標ということで一生懸命取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>それと、確かに消防団員の出動については分団員が全員出ているわけではないです。今平野議員がおっしゃったとおり、日中に仕事を持っている方がだんだんふえてきまして、なかなか日中の出動という部分も非常に困難を来しているということでございますので、そういう部分も違う意味の消防団の機能の分団、機能別の分団、そういうものも今後消防団と協議しながら取り組んでまいりたいと思いますので、どうかご理解いただきたいと思っております。</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>以上です。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p> <p>町長、定数云々ということよりも今消防団が抱える本質的な、根本的な問題というのは大きくあるわけでありまして、それをまちづくりの担当者だけが云々。町長がこの問題に関してこうしなければならぬという姿勢が一つも見えてこない。私の論点は、平野議員と共通するところがあるし、違うところもあるんだけど、こういう本当の弥縫策でしか見ていないとなれば、ああ、なるほど、町長、きのうまた出馬したいとしゃべったのを驚いたけれども、20年やったってちょこちょこっと改正して、また大事なところが残っている。まだちょこちょこ。これではほんに20年経とうが30年経とうが志半ばでという気持ちにならざるを得ないよなという思いがしております。何を言いたいかというと、定数も確かに大事だ。でも定数以上に今の消防の体制、あり方が現状に則しているか、合っているかということを実際に考えなければならぬでしょう。異常気象があるし、もうこれは恐らくこれからもっともっとひどくなっていく、海外からの治安情勢だって何だってもうミサイル発射、今出ましたけれども、それこそ何かあって北朝鮮から人が渡ってくる、そういうことを考えれば消防の役割というのは大きいものだ。それは、もう承知していながら、今の百石、19分団プラス1分団、それから旧下田側の19分団、この分団の区割りだって、これは馬車が最高の交通手段だった時代に恐らく、何年のことだかわからないけれども、そういう時代に決められたものであって、今の時代は車はもう交通事情はすごくよくなっている道路だって何だって、ましてやうちのほうはおいらせ消防署ができて、北部の分遣所だってできた。それから、情報社会でもぱぱぱっとスマートフォンで何が起きているかというのもわかる。もうその昔と格段の差があるのに今なおその1分団で屯所を整備して、そして、消防車を持ってそれを毎年更新しているという、財政上これでいいのかという問題をずっと抱えて続けている。こういうところから整理して、そして、そういうところをなるべくうまくやって消防団員の人たちの労力に財政的に報いようというのが成田町長の願いでした。しか</p>
-----------	------------------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>し、選挙に負ければどうしようもないから、できなかったんだけど、そういう姿勢が三村町長には全然見られない。町長、こういう小手先の対処療法的なことじゃなくて、あなたは今の消防が抱える、少なくとも私は、消火部門はもう切り離して、そして、今社会が要請するような事案に対して効果的に当たれるような態勢をとっていくという考えが出てきても何もおかしくない。どう考えますか、町長。</p> <p>町長。</p> <p>非常にご意見はもつものことでありますけれども、まず私のこの消防に対する思いというものを申し上げさせていただきたいと思います。</p> <p>安全・安心のまちづくりということで、これにはやはり消防団の役割というのは大きなものがあります。ですから、古い消防署、消防車とも、年次計画で財政のこともありますので一気に変えられない。順次計画的にやっけてまいりました。初代のおいらせ町長のときからそうでありますけれども、成田町長さんになったときからもその計画に基づいてやっけてきているという事実であります。まだまだ屯所も改築して、やっぱり消防団員の方々の士気もアップさせなければならぬし、やっぱり時代に合って、古い消防では能力が足りなければ新しい消防車を入れて、もっと効率的な消火活動とか、いろんな形で住民の生命、財産を守るということで期待に応えなければならぬだろうと思っておりますので、非常に消防、そういった屯所やら消防車についての更新等は順次やっけておりますけれども、人員が減っていくことに対しましてこれは、もう前からの課題でございまして、何としましてもふやしたいと思っておりますけれども、全体として人口減、それから若い人たちはやはり稼ぎに行かなければならぬということで、実際今のところ320人、もっともっと400人、360人とか、もっとふやしたいところは誰もが思っていると思います。そのことが、西館議員がおっしゃったようにこれから大きな災害が起きる、いろんな社会情勢の変化があるということで、消防団員が減るということに対しましては非常に私も同じ思いを持っております。ですから、何としましても町としてどういう宣伝、いろいろな</p>
-----------	------------------------------------	--

		<p>形で入団していただくかということにもいろいろ担当課とも話をしながらも皆団員からもどうしたら団員がふえるんだろうということをいろいろな形で思いをして、相談をしながらも話し合いもしながらもやっております。でも現実にはふえないんです。だからそれで諦めるのか。諦めないつもりです。何としても皆さんと一緒にどうしたら消防団員をこれからも確保していくのか。傾向としてはまだ減る可能性は十分あると思います。それを何としても減らさない方向で抑制する形で、できればふやす方向で団員をしていきたいと思っております。もっともっと消防能力を高めていきたいし、消防団の役割というのはもっと大きなことが出てくる可能性も十分ありますので、必要でありますので、その点が思いは西館議員と同じでありますので、一緒に安全・安心のまちづくりに高めてまいりましょう。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長  11番 (西館芳信君)</p>	<p>11番。  町長の所信の一端は理解できました。 それで、その上で具体的に申しますけれども、町長は先ほど言いました、かたや20分団、かたや19分団、このあり方について、どうでしょうか。私は、これは思い切って再編して、例えばもう地域防災センターみたいな消防団の活動の拠点、大きなものを3ブロックぐらいか4ブロックぐらいに設けて、そこに消防車を複数台でも配置してもいいと思うし、そういう少ない人員をどういうふうにして効率的に持っていかうということで、今の分団の区割りだけは考え直してもいいのではないかなと。それに伴う、より効果的な人員の配置というのがいいのではないかなと私は常々考えていますけれども、この点に町長はどう思われますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長  町長 (三村正太郎君)</p>	<p>町長。  町長の考えということでございます。申し上げさせていただきます。 基本的には私は消防団員の方々の意見を尊重してまいりたいと思っております。合併して今の状態の中にあります。将来を見据えた場合にとということで、私どもは防災課長での担当になろうかと思</p>

		<p>いますが、それらをどう消防団員の本部の方々の方々の役員の方々とか、分団の方々のご意見とかを吸収しながらもその流れの中でやはり区割りをどうするのか、効率的な配置をどうするのかという意見を聞くのは、やっぱり動いてくれるのは消防団員の組織でありますので、その意見を一番尊重してまいりたいと思います。ただ、事務局もこっちにありますので、そういった投げかけといいますか、いろいろな形ではどうでしょうかという相談のテーブルをつくることはやぶさかではないと思っておりますので、しっかりとこれから今のご意見があったということ、平野議員からも質問がありましたので、そういったのも含めて消防団員の役員の方々ともじっくりと話をしてみたいなと思っております。再度申し上げます。消防団員の組織のご意見を第一に尊重してまいりたいと思います。</p>
質疑	馬場議長	11番。
	11番 (西館芳信君)	<p>わかりました。</p> <p>それで、消防活動の象徴というか、私たちが、消防が活動しているな、頑張っているなというのは結構消防の屯所のあり方にも影響されます。単にこれは火災が起きるための消防車をとめておくところ、それから、自分たちの懇親を深める場所、そういうことだけではなくて、本当に地域のための、今世の中でいろいろ問題になっている防災の一大拠点として使えるようにするために、今恐らく約40カ所の屯所があるかと思えますけれども、それが今のような使われ方、ふだんは明かりがついているかどうかともわからないという使われ方ではもったいないじゃないですか。これをもっと集約して機能させて、地域の皆さんがここに行けば何か安心だな、ちょこっと気持ちが安心になるなという学びもできるようなそういう多機能的な機能を持たせるということをぜひ努力してもらえればと思います。これは要望です。</p> <p>以上です。</p>
	馬場議長	<p>ほかに。</p> <p>14番、松林義光議員。</p>



<p>質疑</p>	<p>14番 (松林義光君)</p>	<p>1点目は、消防団の条例の1条に改正になっていますけれども、公務災害補償及び退職報償金を加えると明記しております。今までは歳計外会計で処理していたわけですが、今後は歳計外会計処理ではなくて、一般会計で処理をすると、そのように理解をしていいのかわかるか、お伺いいたします。</p> <p>それから、消防団員、役職の消防団員もいるだろうし、一般の消防団員も三百二十何名ですか、存在しておりますけれども、これは定年があるのかどうか。このことについてお伺いいたします。</p> <p>それから、きのうの平野議員の一般質問、今、西館議員の再編にかかわることの質問が相次いでおりますけれども、それぞれの地域においては昔からの歴史があると思います。その歴史は尊重しなければならないと思いますけれども、現在は消防団員の確保はなかなか厳しいものがあるのが現状であります。例えば旧下田は間木下りと通称言っておりますけれども、間木消防団があり、その真ん中に木崎消防団があります。その隣には秋堂、旧百石町に抜けるまでに3消防団が存在しております。駅前に行きますと、三本木、三田、それぞれ消防団がございます。そして、合併してから11年経ちますけれども、いまだ下田何分団、百石何分団という名称で現在まで来ております。いまだに心が私は一つになっていないような気がします。合併してから11年です。ですから、町長はあくまでも消防団の再編とか、これらの問題について消防団の意向に任せている。消防団の意向を尊重するという考えでこれからも行くのかどうか、その辺を町長からお伺いいたします。</p> <p>もう一点、町長からお伺いします。</p> <p>これはちょっと決算委員会で聞けばいいのかもしれませんが、きょう平野議員が質問しました。私も前に質問しております。消防団長の交際費であります。合併して11年、先ほど西館議員からも話が出ていましたけれども、毎年のようにポンプ車の購入、そして屯所の建てかえ、毎年行われております。そして今年度も恐らく根岸の屯所の建てかえがあります。これには消防団長も間違いなくご案内を受けると思います。そうしますと、ポケットマネー、町長と議長は交際費です。24時間勤務をやっております。そして、町長はきのう多目的建設、企業誘致で雇用促</p>
-----------	------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p>	<p>進、まちづくりを行うと歯切れよく自信に満ちた出馬表明をいたしております。しかしこの問題に関しては他町村を調査する。将来に向けて精査する。まことにむなしい答弁でありました。町長が信頼する平野議員に対しての答弁であります。野党の私が恐らく聞いても結果は同じかもしれませんが、しかしながら我が町は青森県で一番大きい町であります。合併をいたしまして消防団員の数とか、ポンプ車とか屯所ははるかに多いと思います。他町村を見るのではなくて、自分の考えで自分で決める考えはありませんか。大した金はかかりません。町長。お幾らかかると思われますか。だけれども、消防団長は身銭を切って出席するんです。しなければならないんです。どうですか。今一度、わかりましたと平野さんも言っていると。松林君も言っていると。わかったという答弁になりませんか。</p>
	<p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>消防団条例の公務災害退職報償金を加えるということがございますけれども、これが一般会計からかという形になりますが、負担金は一般会計からになりますけれども、支払いはこれまでどおり今のところ歳計外で処理して、消防団に退職報償金を払いたいと考えております。</p> <p>それと、消防団の定年でありますけれども、団長、副団長は定年はございません。年齢の制限はございません。分団長、副分団長は65歳まで、部長、班長、団員は満60歳までという定年の年齢になっております。</p> <p>団長の交際費、各式典等に出た部分はどうかというお話でございますけれども、前回もたしか答弁したと思いますが、団長のその出席の部分については消防団の本団の会計からたしか支出されていたと思っております。団長の個人ではなくて、消防団が活動した中の団の通帳、本団の通帳から支出されているものとたしか考えております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>町長。</p>

<p>答弁</p>	<p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>費用弁償と今課長が答弁していると通りの、何か式典とか、云々とかというふうになるとそういったこと、本団から出ているのかな。私はちょっと詳しい、細かいところはわからないんですが、団長とはちょくちょく一緒になるというのは前にお話ししたとおりでございますけれども、その中で結構団長の話を聞いておりますと、会議とかいろんなところは町からのとか、そういったことで会費は出るということでいいけれども、それ以外にかかるんだと。いやいやいや、いろんなセンコとかかれば、ほかの団長は1万円チップを出せば、こっちも出さなければならぬとか、そういう話をしたので、さまざまぶっちゃけた話、そのまま話をしますから、すごく今度は2次会に行けば、行かないわけにはいかない。そのときは全部身銭を切らなければならない。いや、そんなにかかるんだと言って、長くもやっつけられないんだと、こう話、それが本音だと思います。(「出してけたいがべ」の声あり)だから、それが出す、出さないは、やっぱりそこら辺は行政の立場としてはきちっとしないとなりませんので、それは松林議員の思い、それから平野議員の話とかというのはわかります。そういったことでのこれからの話は、団員から、団長からもこういう心配してくれているよというところはお話ししながらも、どうするかといえば、やっぱり話をしてみなければならないと思います。いたずらに出したら、いたずらというか、いや、何だか交際費をばんばん、そういうのに2次会までオーケーだとか、いろんなのに行く出すとかと、そうやったらまた別な問題が出てきます、いろんなのが。これは何で税金なのよ、これでやるのよとかとさまざま出てきますので、そこはいろいろな形で適正な範囲内において判断していかなければならないのが実体だろうと思います。</p> <p>それから、2つ目の再編の問題。これは私から先ほど申し上げましたように消防団の組織の方々の、やはり役員の方々が団長を初めとしていますから、その人たちは恐らくいろんな形でこの時代の変化、社会情勢の変化、さまざまなことで区割りの面についても問題点があるとすればどンドン出してくるだろうし、私も今松林議員がおっしゃったように秋堂、すぐつながりの中でたくさんあると。いろんな消防、屯所、そこを変えていかなければならない消防、自動車も入れなければならないというところ</p>
-----------	------------------------	--

		<p>で、近くのところでたくさんあるということはいかななものかということ、それぞれのやっぱり団員の方々が、役員の方々も感じているところがあると思います。ただ、私の立場からリーダーシップをとって、おい、やれよと、そういうことはいたしません。やっぱり消防団の組織の意見というものをしっかりと受けとめながらで一緒になって相談をしながら、そしてやったほうがいいよと盛り上がってきて、消防団から来れば、こういうところはどうかということと一緒に考えながら区割りをして、そして、その要請に応じていきたいと思います。三村正太郎が組織をさておいてこうやれよと頭からそういうことをすることは一切ありません。ですから、松林議員の、リーダーシップをとってばんとやったほうがいいという気持ちがあるかもしれません。私は尊重してまいりたいと考えております。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長  まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>まちづくり防災課長。  最後に町長が答弁申しあげましたけれども、きのうも答弁申し上げたとおり、消防団の再編についてはこれまでの経緯、歴史的な背景や地域における密着、そういうものもございますので、すぐということでは難しいと思います。いずれにしても消防団にこういう議員の皆様から心配される話があったということをお伝えして、その中で協議をしながら、場合によっては合意をもらって消防団の再編だったり名称の変更だったりという部分で進めてまいりたいと思っております。いずれにしても議員皆様からご提言とか、ご心配のお言葉をいただいて、それを消防団に伝えて、次の9月にありますので、消防団の会議に伝えて、そういう意見がありましたということは、その中で協議をしてまいりたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長  14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。  条例は改正はしたけれども、歳計外会計処理は従来どおりという話であります。いろいろな問題がおきたわけですが、これは今後この歳計外会計に町の監査委員は関与できるのかどう</p>

		<p>か。その点をお伺いしたいと思います。</p> <p>それから、再編の問題、最初の問題、団員の減少、いろんな厳しい状況にあらうかと思えます。歴史もあります。しかしながら、再編に向けて議論する、検討する時期に来たんだと、検討する価値があるんだと私は思っております。消防団の意向もありましょう。意向を聞きながら今後どうするのか。それは十分に検討すべきであると、答弁は結構でございますけれども、このことをお話ししておきます。</p> <p>それから、60歳の定年。一般団員ですか。詳しく私、ちょっと調べていませんからわかりませんが、消防の会議の中で定年延長のような話は出ていますか。出ていませんか。60歳か62歳とか、そういう延長の話があるのか、ないのか、お伺いします。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>まず、60歳の定年について、出ているか、出ていないかということでございますけれども、私の中では出ていないと感じております。ただ、消防団の退団する平均年齢は52歳と53歳ということで、非常に若い段階で退団しているということでございます。これは消防団の任期の関係もありますので、ことしの4月1日から分団長以下でございますが、3年から4年に任期を引き上げて、できるだけ長く消防団にとどまってほしいという思いで改正してございます。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>監査委員 (名古屋誠一君)</p> <p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>名古屋監査委員。</p> <p>歳計外の支払いにつきましても毎月の例月検査におきまして確認しております。</p> <p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。</p>

当局の説明	(議員席) 馬場議長	<p>討論ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第45号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	(議員席) 馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本件は原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで、お昼のため、午後1時45分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 0時11分)</p>
	馬場議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 1時45分)</p>
	馬場議長	<p>日程第9、議案第46号、おいらせ町史跡等公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>社会教育・体育課長。</p>
	社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)	<p>それでは、議案第46号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の22ページ、23ページをごらんください。</p> <p>本案は、阿光坊古墳群保存整備工事が平成29年9月30日に完成することに伴い、おいらせ町史跡等公園条例にその名称と位置を加えるため提案するものでございます。その改正内容ですが、議案書の75ページ、新旧対照表をごらんください。</p> <p>第2条で公園の名称及び位置を規定しておりますが、その表中、名称に阿光坊古墳群史跡公園を、位置においらせ町阿光坊105番地12外をそれぞれ加えるものでございます。</p> <p>なお、この条例は平成29年10月1日から施行するものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	馬場議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>1番、澤上 勝議員。</p>

質疑	1 番 (澤上 勝君)	1 件だけ確認を。 これで阿光坊の故跡のほうは全部工事が終了したという確認 でよろしいでしょうか。
答弁	馬場議長	社会教育・体育課長。
当局の説明	社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)	基本的には、一旦ここで全部予定しているものは終了というこ とでございます。
	馬場議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。 **なしの声**
	馬場議長 (議員席)	なしと認め、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 **なしの声**
	馬場議長 (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第 4 6 号について採決をいたします。 本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 **なしの声**
	馬場議長	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。
	馬場議長	日程第 1 0、議案第 4 7 号、新学校給食センター食器食缶等購 入契約の締結についてを議題といたします。 当局の説明を求めます。 学務課長。
	学務課長 (泉山裕一君)	議案第 4 7 号についてご説明申し上げます。 議案書 2 4 ページ、2 5 ページをごらんください。 入札結果は 7 6 ページになります。 本案は、新学校給食センター食器食缶等購入のため、去る 8 月 1 8 日に 7 者により指名競争入札を執行したところ、3, 4 2 1 万 6, 4 5 2 円で株式会社中西製作所青森営業所が落札者として 決定いたしましたので、契約を締結するため、提案するものであ ります。本購入をすることにより、平成 3 0 年 4 月から稼動予定

<p>当局の説明</p>		<p>の新しい学校給食センターにおいて使用する食器食缶及び食器かごが平成30年1月31日までに納品されることとなります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、本案についての質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>なしと認め、討論を終わります。</p> <p>これから議案第47号について採決をいたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(議員席)</p>	<p>***なしの声***</p>
<p>馬場議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>	
<p>馬場議長</p>	<p>日程第11、議案第48号、平成29年度おいらせ町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>企画財政課長。</p>	
<p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>それでは、議案第48号についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書26ページをごらんください。</p> <p>本案は既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1億471万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ104億5,898万9,000円とするものであります。</p> <p>ページが飛びますが、31ページをごらんください。</p> <p>第2表、債務負担行為補正につきましては小規模事業者経営改善資金利子補給金について債務負担行為を追加設定するものであります。</p> <p>それでは、歳入歳出の主なものにつきまして別冊の事項別明細書でご説明申し上げますので、ご用意ください。</p>	



	<p>まず、歳出の主な内容であります。各款にわたりまして給料、職員手当等、共済費など、人件費が計上されておりますが、4月の職員人事異動等によるものであります。</p> <p>10ページをごらんください。</p> <p>2款1項1目一般管理費の新庁舎整備検討基礎調査業務委託料621万円の追加は、さきの議員全員協議会においてご説明しておりましたが、新庁舎建設候補地選定に係る基礎調査業務委託を行うため、計上するものであります。</p> <p>同じページ、4目財産管理費の公共施設整備基金積立金400万円の増額は、県核燃料物質等取扱税交付金の交付決定に伴い、基金積立金を調整するため、計上するものであります。</p> <p>その下、7目交通安全対策費の交通安全施設整備工事費153万9,000円の増額は、交通安全対策として道路反射鏡を新設するため計上するものであります。</p> <p>11ページをごらんください。</p> <p>2款2項2目町活性化対策費の一般コミュニティ助成事業費補助金250万円の減額は、今年度のコミュニティ助成事業の補助金の交付決定に伴い、計上するものであります。</p> <p>13ページをごらんください。</p> <p>2款3項2目賦課徴収費の還付金及び還付加算金300万円の増額は、執行見込みにより計上するものであります。</p> <p>15ページをごらんください。</p> <p>3款1項2目障害者（児）福祉費の国庫返還金448万1,000円の総額は、障害者医療費、障害者自立支援給付費臨時福祉給付金の前年度事業実績に伴い、計上するものであります。</p> <p>18ページをごらんください。</p> <p>4款4項1目病院費の八戸圏域連携中枢都市圏外科医師派遣事業費負担金42万円の追加は、さきの行政報告において説明しておりましたが、八戸圏域連携中枢都市圏の新たな事業として本年10月から八戸市立市民病院の医師をおいらせ病院へ派遣していただくこととなったため、計上するものであります。</p> <p>20ページをごらんください。</p> <p>6款1項5目農地費の前田堤廃止工事費79万5,000円の増額は、工事数量等の変更等に伴い、計上するものであります。</p> <p>同じく7款1項2目商工業振興費のスーパーマーケット・トレ</p>
--	--

	<p>ードショーブース装飾委託料21万6,000円の追加は、八戸圏域連携中枢都市圏の事業として来年2月千葉市幕張メッセで開催予定の全国規模の商品商談展示会スーパーマーケット・トレードショー2018の青森県ブースに八戸圏域市町村として参画するため応分の経費として展示ブースの装飾委託料を計上するものであります。</p> <p>21ページをごらんください。</p> <p>2目商工業振興費の小規模事業者経営改善資金利子補給金86万4,000円の追加は、債務負担行為においても追加設定しておりますが、町内の中小企業者が日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金の融資を受けた際の利子負担軽減策として融資初回から12月分の利子補給を行うため計上するものであります。</p> <p>22ページをごらんください。</p> <p>8款2項1目道路橋梁維持費の町道維持補修工事費430万円の増額及び2目道路橋梁新設改良費の町道整備工事費4,000万円増額は、町道の施設補修及び生活関連道路等の整備のため計上するものであります。</p> <p>23ページをごらんください。</p> <p>9款1項2目消防施設費の消火栓補修等工事費負担金105万8,000円の増額は、本町地区の消火栓1基の移設工事に伴い、八戸圏域水道企業団への工事費負担金として計上するものであります。</p> <p>25ページをごらんください。</p> <p>10款1項2目事務局費の中体連等大会出場補助金122万6,000円の増額は、執行見込みにより、また、下田小学校創立140周年記念事業補助金15万1,000円及び百石小学校創立140周年記念事業補助金29万6,000円の追加は、両小学校の記念事業実施に伴う補助対象経費助成としてそれぞれ計上するものであります。</p> <p>28ページをごらんください。</p> <p>10款5項1目保健体育総務費の社会体育選手派遣費補助金24万9,000円の増額は、グラウンド・ゴルフ競技の愛媛国体出場者に対する補助対象経費助成として計上するものであります。</p>
--	---

	<p>以上が歳出の主な内容であります。</p> <p>次に歳入の主な内容につきましてご説明申し上げます。</p> <p>ページが戻りまして3ページをごらんください。</p> <p>1款1項町民税現年度分6,700万円の増額及び2項固定資産税現年度分3,700万円の増額は、それぞれ収入見込みにより計上するものであります。</p> <p>4ページをごらんください。</p> <p>10款1項1目地方交付税の普通交付税1億2,416万1,000円の総額は今年度分交付決定により、また、震災復興特別交付税2,328万8,000円の増額は、9月算定による交付見込み額によりそれぞれ計上するものであります。</p> <p>5ページをごらんください。</p> <p>15款2項1目総務費県補助金の電源立地地域対策交付金212万5,000円、県核燃料物質等取り扱い税交付金69万円は、それぞれ交付決定により増額計上するものであります。</p> <p>6ページをごらんください。</p> <p>16款2項1目不動産売払収入の土地建物売払収入110万6,000円の追加は、奥入瀬川地震高潮対策河川工事に伴う道路用地売り払いにより計上するものであります。</p> <p>18款2項1目財政調整基金繰入金2億1,849万3,000円の減額は、9月補正予算の歳入歳出財源調整により計上するものであります。</p> <p>7ページをごらんください。</p> <p>19款1項1目繰越金の前年度繰越金5,008万8,000円の増額は、平成28年度決算により計上するものであります。</p> <p>20款5項1目雑入の一般コミュニティ助成金250万円の減額は、歳出でもご説明いたしました。今年度のコミュニティ助成事業の助成金の交付決定に伴い、計上するものであります。</p> <p>以上が歳入の主なものであります。</p> <p>ページが後ろのほうに飛びます。31ページから33ページをごらんください。</p> <p>こちら給与費明細書は、特別職及び一般職の給料及び手当等の変更について示したものであります。</p> <p>35ページ、36ページをごらんください。</p> <p>こちら債務負担に関する調書は、債務負担行為を追加設定した</p>
--	---

		<p>事業を反映させた限度額支出予定額等を示したものであります。</p> <p>37ページ、38ページをごらんください。</p> <p>地方債に関する調書は、災害援護資金貸付債の元金償還見込み額を反映させた今年度中の起債額及び償還額の増減見込み額と年度末の現在高見込み額を示したものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ここで、会議録署名議員の補充をします。</p> <p>本定例会の会議録署名議員に指名されていましたが13番佐々木光雄議員が不在のため、1番澤上 勝議員を補充指名いたします。</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑は、事項別明細書により行います。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳入全款についての質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>3ページから7ページになります。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>1番、澤上 勝議員。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>1番 (澤上 勝君)</p>	<p>1点のみ。</p> <p>7ページの一般コミュニティの助成金が、先ほど説明したかと思えますけれども、もう一度詳しく、幾ら、なぜ減額になったか。</p>
答弁	<p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>当初予算では250万円ずつ2件を予定しておりましたけれども、年度明けに1件の決定という形になりましたので、当初500万円から1件250万円ずつを引きまして、歳入歳出を引きまして250万円減額としております。</p> <p>以上です。</p> <p>1番。</p>
質疑	<p>1番 (澤上 勝君)</p>	<p>当初は2件申請があるという中で設定したということございまして、例えばどこの地区がどういう形で申請したのか。そし</p>

		て、最終的にどうして取りやめになったのか、もし差し支えなければ。
答弁	まちづくり防災課長 (田中貴重君)	今年度分につきましては、秋堂と藤ヶ森から挙がっております。例年、ここ数年、2件当町から採択されておりましたので、2件を当初から挙げておりましたが、今回1件という採択になりましたので、減額という形になっております。「どこが」の声あり秋堂と藤ヶ森です。採択になったのは秋堂であります。以上です。
	馬場議長	1番。
質疑	1番 (澤上 勝君)	もう一件は不採択になったということか、取り下げではなく。
答弁	まちづくり防災課長 (田中貴重君)	不採択というよりも1件しか採択にならなかったということでございます。以上です。
	馬場議長	6番、平野敏彦議員。
質疑	6番 (平野敏彦君)	6番です。 同じページ、7ページのところですけれども、19款の繰越金が5,000万円補正額が出て、トータルで7,008万8,000円が計上されてあります。決算状況を見ますと、2億12万8,000円が繰越額で、翌年度へ繰り越すべき財源が5,004万円。1億5,008万8,000円がトータル繰越金じゃないかなと思いますけれども、全額計上しないというのはどういう理由なのか、お聞かせをいただきたいと思います。
	馬場議長	企画財政課長。
答弁	企画財政課長 (成田光寿君)	お答えいたします。 実質収支のうち、半分以上を財政調整基金に積み立ててできることになってございますので、8,000万円を財政調整基金に積み立てし、その残りの部分を繰越金に充てるということでございます。

質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>ます。</p> <p>以上です。</p> <p>6番。</p> <p>8,000万円は積み立てをするのは理解できますけれども、予算的には、そうするとこの8,000万円は、この繰越額を通さないで積み立てするということになりますか。1億5,000万円が計上されて歳出では8,000万円が積立金に回るということであれば、ちょっと今のこの7,000万円しか予算計上していないわけですから。トータル的にいきますと、この繰越金の補正後の額が1億5,000万円にならないといけないのではないかなと私は思いますけれども、積み立ては支出のほうでしょう、出すのは。ここをくぐって行って、歳出で8,000万円が積み立てに回るんじゃないですか。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>まず、実質収支額は1億5,008万7,937円でございます。そのうち2分の1以上、今回は8,000万円を財政調整基金に積み立ていたします。積み立てする際は直接積み立ていたしますので、会計をくぐらさずにそのまま定期預金に積み立てすることになります。よって、残りの7,008万7,937円が平成28年度からの繰越金ということに確定になりましたので、補正後の額が7,008万8,000円の予算額で今回補正したものであります。</p> <p>以上です。</p>
	<p>馬場議長 (議員席)</p> <p>馬場議長</p>	<p>よろしいですか</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>なしと認め、歳入全款についての質疑を終わります。</p> <p>次に、歳出についての質疑を受けます。</p> <p>第1款、議会費から第6款、農林水産業費までについての質疑</p>

<p>質疑</p>	<p>1 番 (澤上 勝君)</p>	<p>を受けます。9ページから20ページです。        質疑ございませんか。ありませんか。        1 番、澤上 勝議員。</p> <p>15ページ、3款民生費の19負担金補助及び交付金のところでありますけれども、福祉協議会が32万円あります。この中身を簡単にと、あと、福祉協議会のいろいろなことがありまして、その債務の償還が終わったのか、その状況も加えてご説明をお願いします。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長         介護福祉課長 (小向仁生君)</p>	<p>介護福祉課長。         まず、1点目の社会福祉協議会の補助金32万円の件ですが、先ほど企画財政課長から説明がありましたように、人事異動に伴うものとして予算が計上されたという一般会計のありました。こちらにも昇格等がありまして、3級昇格者が1名、それから転居によって住宅通勤寒冷地の手当がふえた方が1名、それから、法定福利費の保険料の率の改定等がありまして、それは減額になりましたけれども、これら3つを加味しまして32万円の増という形になりました。</p> <p>それから、社会福祉協議会の不祥事に関してなんですけれども、これに関しては今月確認をいたしましたところ、残高が70万円ちょっとという金額、確かな金額をちょっと押さえていませんけれども、70万円少々だったと思います。うち、役職員が1名、それから事務職員が3名ほど分割で支払っているという状況であります。役職員については、あと一、二回で終了、それから職員に関しては平成33年度までの分割で最終的に終わるという状況であります。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長         7 番 (檜山 忠君)</p>	<p>7 番、檜山 忠議員。</p> <p>7 番。        やっぱり15ページ、2目ですけれども、関連質問になりますが、成人の障害者を受け入れる施設はおいらせ町には何軒あるん</p>

		<p>でしょうか。それをまず伺います。</p> <p>介護福祉課長。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>介護福祉課長 (小向仁生君)</p>	<p>受け入れといいましても通所もありますし、入所もあります。それから職業訓練的なもの、さまざまありますけれども、それらを全部合計しますと26カ所ほどございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番。</p> <p>7番です。</p> <p>というのは、通所になるのか、それとも土日に受け入れてもらいたいという話があって、というのは商売をやっている人は土日にどうしても商売にかかるために受け入れ先がなかなかないために困っているということで、あかしや寮さんなんかでも受け入れはしているようですけども、ただ、限度があるということで困っているようですけども、それらで受け入れてもらえるような施設というものはありますでしょうか。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>介護福祉課長 (小向仁生君)</p>	<p>介護福祉課長。</p> <p>実際のところ、私もちょっとその辺の受け入れが可能かどうかというのは今のところ存じ上げておりません。ですから、この場ではちょっとお答えしかねますけれども、後日当課においでくださればその辺の指導もしながら、そして、そういう受け入れができるかどうかというのも一緒にご相談したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p> <p>私は、11ページ、企画費のところ、地域おこし協力隊の状況についてお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>先般の新聞を見ましたら、五所川原では3人を採用したという</p>



<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>記事が載っております。町の9月の段階で採用が決定になったか、締め切りになったか、たしかそういうのを町のホームページで見ておりましたけれども、決定になったのか、その状況についてお聞かせいただきたいと思います。</p> <p>それから、あと一点は、先ほど14ページのところで町社会福祉協議会の補填の答弁がありましたけれども、私は社協のこの不祥事の補填をほとんどが事務職員、今働いている課長、それから事務職員が補填をしているという現状を聞いたんですけども、本当に私はこれでいいのかなという、本当に残念な気持ちです。一緒に働いている人の分を、そしてまた、社協の職員の給与体系を見ますと、役場の職員よりもはるかに安い給与体系になっているわけで、そういう職員が不祥事の分の補填をしている。毎月支払いをしたり、手当から支払いをしたり、これでは私は本当に自分たちのかかわる部分もありますし、本当にこれでいいのかな。町としてちょっと配慮ができないのかなという思いもあります。社協自体がほとんど町丸抱えをしなければ運営できないような形ですけども、社協自体で事業を起こしてやれる項目もあるわけですけども、今見ますと、もうそういう本当の事業拡大をしてやろうという意識もない。将来性もない。働く人にとっては全く夢も希望もないような職場になっているんじゃないか。町としてもいま一度この部分については、ただ補填して不祥事の額がなくなればいいということではなくて、どういう形で体制を、これから働く意欲を持たせるような職員に指導していくのか、この点についてもぜひお聞かせをいただきたいと思います。この2点です。</p> <p>企画財政課長。</p> <p>それでは、お答えいたします。</p> <p>地域おこし協力隊の応募状況の関係でございます。募集につきましては、本年の5月以降、町の広報紙を初め、ホームページ、町のフェイスブック等々で募集の投げかけをしておりましたが、残念ながらいまのところまだ応募がない状況であります。当初町の広報紙、ホームページを中心にやっておりましたが、それをさらに広げておまして、移住交流推進機構という全国的なウェブ、</p>
-----------	---------------------------------------	---

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>介護福祉課長 (小向仁生君)</p>	<p>ホームページだったり、あとはふるさと回帰センターといいまして、地域おこし協力隊等を探しやすいようなホームページ等もありますので、そういった媒体を活用しながら募集を広げている段階であります。先ほども言いましたように現在まだ応募がない状況であります。</p> <p>以上です。</p> <p>介護福祉課長。</p> <p>職員の働く意欲が欠けてくるのではないかという観点から、町として何とかということなんですけれども、独立した機関でもありますし、町の補助は確かに入っているんですけれども、その部分は給与の部分だということで、事業そのものを運営していく部分に関しては確かに委託する部分はありますけれども、独自性を持って社会福祉貢献をやっているということであるます。その中で、そういう不祥事があった際に、町がどうしろ、こうしろということが果たして指導できるのかどうか、ここもこの事件があってから三、四年経ちますけれども、そういう議論には今のところなっておりませんし、また、今後もそういう働きができるのかどうか相談には乗ることはできますけれども、やはりどうしろ、ああしろということはやはり言えないのではないかなという思いがしております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>6番。</p> <p>地域おこし協力隊ですけれども、私はこのままで行ったら応募する人はいないのではないかと。条件を見ても、期間が1年雇用で3年まで延びるような募集内容ですけれども、生活のことを考えたとしてもじゃないけれども、私は家族とか、そういう人はちょっと応募できないんじゃないか。そしてまた、条件的にいろんな形で、この町がどういう形でこういうものを求めていますというのを書いていますけれども、よく理解されないような募集の仕方だと私、見ています。本当にこれが例えば、今9月中で締め切</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p>	<p>りだったんじゃないかなと私、見ていますけれども、このままな      かったらどういう形で対応するのか。将来の見通しについてもお      聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから、社会福祉協議会の件ですけれども、確かにそれぞれ      町には関連する団体があって、補助を受けている団体が相当ある      わけですけれども、私は確かに独立してあってもやはり行政のか      かわりがあるところについてはいろいろ町が提言をしたり、こう      いう方法でこうやったらどうかという一つのもっと積極的なか      かわりを持つべきではないか。そうでなければ事件が起きたとき      だけ安全パイだけ狙って距離を置いて見ているという形であれ      ば、これはちょっとおかしいんじゃないか。私が前議会でも、ち      ょっとほかを視察したときには行政と一体となって、例えば児童      の見守りとか、いろんなもので事業展開して、経営的にも非常に      すばらしいなという社会福祉協議団体もあります。やっぱり行政      がかわらなければなかなか前向きなものが出てこないんじゃ      ないか。やはり経営的によくなることによって、例えば今の負担      している職員とか、そういう形が、意欲が出てくる、また、待遇      改善ができる、そういうものが生まれてくると思いますけれど      も、私はちょっと今の考え方にはなかなか理解できません。もう      一回ひとつ前向きな答弁でも出ればと期待しておりますので、お      願いします。</p>
	<p>企画財政課長  (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>地域おこし協力隊の関係でご説明いたします。</p> <p>議員おっしゃるとおり、ご指摘される分も多々あるかと思っ      ております。実は現在応募している期間は、議員おっしゃるとお      り9月末まででございます。これで応募がなかった場合はその後      も1カ月置きに募集期間を定めて続けていくものでございます。      事実上、これまで応募がありませんでしたので、もっと引きつけ      やすいような、工夫のあるような募集の仕方を考えていきたいと      思っております。</p> <p>以上です。</p>
	<p>馬場議長</p>	<p>介護福祉課長。</p>

<p>答弁</p>	<p>介護福祉課長 (小向仁生君)</p>	<p>ただいまの質問にお答えいたします。</p> <p>町の団体、全体的なものに対してのお話もありましたので、その辺の町の考え方というのは私からはちょっと差し控えたいと思います。ただ、社会福祉協議会に関しては、ことしから取り組んでいるのは、社会福祉協議会の職員と交流を持って、何か不都合なことがあればとか、何か問題が生じていないとか、そういうことを一緒になって考える場をつくっておりますので、その中で職員に対してはいろいろ指導はできるかと思っておりますけれども、先ほど言いました不祥事等に関して、事件等に関してはやはり大きな問題となってきますので、一担当課だけのかかわり合いではなくて町全体のかかわりということを考えると、この後、今後はどうすればいいのかというのは町全体で、社会福祉協議会にかかわらず全体的な団体のかかわり方というのを考えていかなければならないのかなと感じております。</p> <p>以上です。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長  6番 (平野敏彦君)</p>	<p>6番。</p> <p>わかりました。</p> <p>地域おこし協力隊については、1カ月ずつ募集期間を延長していくという考え方ですけれども、多分いつまで、3月までこれが続くのかどうかわかりませんが、例えば3月に応募があったら今年度の予算執行というのはできなくなるんじゃないですか。期限はいつまでをめでにこういう事務を進めるのか、いま一度確認をしておきたいと思っております。</p> <p>あと1点は、先般議会でも現場を確認しましたがけれども、水稻の関係で新聞に出ていました。不稔、全23地点で確認ということで、当町の部分についても新聞に報道になっています。町としてこれからどういう対応をしていくのか、スケジュール的なものを農家への、多分もう稲作については収穫までの期間がほとんどもう差し迫っていますし、これという指導方法もないと思っておりますけれども、町としてはどういう対応を考えているのか、ここを1点だけお聞かせいただければと思います。</p>

答弁	<p>馬場議長</p> <p>企画財政課長 (成田光寿君)</p>	<p>企画財政課長。</p> <p>地域おこし協力隊の関係でございます。</p> <p>ご心配をおかけしております。万が一今年度中に採用されなかった場合は今年度予算は執行されないことになろうかと思っておりますが、今の段階では募集してちゃんと選任できるように努めていきたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>農林水産課長 (西館道幸君)</p>	<p>農林水産課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>先日は議員の皆様にも現地を視察いただきまして、状況を確認していただきました。議員さんにもお答えしましたように今回の不稔の件の調査結果が出た段階で、議会が終わった来週にでも営農の指導協議会を開きまして、この対策について協議をしたいと思っております。</p> <p>新聞にもありますように不稔の割合は例年の5%という、多いという部分でありますけれども、場所によってはかなり悪いところも恐らくあるのかなと思います。それぞれの圃場によってはその生育状況が異なりますので、それに対する営農指導内容の部分をどうやっていったらいいのかというのを農協、あるいは県の営農指導担当と協議しながら、稲熟がこれから進めば大分収量も上がるようですけれども、その辺の買い取り時期も含めた形で、これからどう対応したらいいか協議していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>14番 (松林義光君)</p>	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>14番、松林義光議員。</p> <p>簡単に質問します。</p> <p>10ページの新庁舎整備検討基礎調査業務委託料600万円余り予算計上しております。これはどういうところに調査を委託しようとしているのか、お伺いします。</p>

		<p>あわせてもう一点は、平成25年7月に庁舎整備検討委員会では庁舎の建設候補地はイオンモール下田周辺が優先候補地であると、1番目に挙げて町長に報告しております。が、先般の今度は役場内の検討委員会では、このイオンモール周辺は市街化区域調整区域ですか、もある。古墳埋蔵文化財が出てくる可能性もある。用地買収には相当なお金がかかるということで、この候補地は厳しいと。この役場の課長さん方の検討委員会ですか、そういうことに先般の全員協議会で説明を受けました。そして、この調査を業務委託しようとするこの調査内容に5候補地の事前調査を行いますとうたっております。用地買収にお金がかかりますよと。市街化調整区域ですよと。見直すようですけども、こういうことでもこの業者にこのイオン下田周辺の候補地も調査の項目に含まれるのか。含もうとしているのか。そこをお伺いいたします。きょうは簡単に聞きますから。</p>
答弁	<p>馬場議長  総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>総務課長。  お答えします。 まず委託業務でありますけれども、土木建築の総合的な建設コンサルタントへ委託することになるかと思えます。 あと、検討委員会から挙げたイオンモール周辺の地域ですけども、全員協議会でご説明しましたとおり、いろいろな問題がございますけれども、一旦町内の検討委員会が出たイオンモール敷地内も含めた1次の候補地をまず一旦同じ土俵の上に上げてゼロからスタートして検討しようというのが今回の業務委託でありますので、当然モール周辺の地域もその中に入ります。 以上です。</p>
質疑	<p>馬場議長  14番 (松林義光君)</p>	<p>14番。  同じ土俵に上げる、わかりました。ただ、この金、土木建築コンサルタント等々に業務委託を考えると。この候補地を入れることによって、お金がやっぱりかかると思えます。これを仮に、この委託を受けた土木建築コンサルタントはどの業者かわかりませんが、この業者もやはり整備検討委員会と同じで、</p>

		<p>やはり下田イオンモール周辺が最適であると町長に報告をした場合は、これは町としてそれは尊重しますということになりますか。</p> <p>それから、役場ではもう厳しいと、もう課長さん方が言っているんですけども、それでもこの業者が、いや、やはりイオンモール周辺が最適であると答申が、答えが出てきた場合、町としてその意向は尊重しましょうということになるのか、お伺いします。</p> <p>それから、このイオンモール下田敷地内、新たに候補地として加わったわけでございますけれども、きょうは場所は余り聞きません。この敷地内、どこかわかりませんが、ここには古墳、遺跡は出てこない、埋蔵地ではないということをお断言できますか。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>総務課長 (倉館広美君)</p>	<p>総務課長。</p> <p>これから業務委託、発注して来年の3月に報告書が上がってくると思いますが、業者で判断するのはここを推薦しますという形ではないかと思えます。あくまでも点数になるのか、マル・バツ式になるのかわかりませんが、最終的に決めるのは町側ですので、その判断材料を報告書でまとめて町に出してもらおうということで、ここにしなさいという答申的なそういう内容の報告書にはならないかと思えます。最後、決めるのは町側です。</p> <p>以上です。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>社会教育・体育課長 (柏崎和紀君)</p>	<p>社会教育・体育課長。</p> <p>イオンモール下田の開発に当たりまして、既に遺跡等の発掘調査は終えておりますので、モール内の敷地であれば調査は不要という判断でございます。</p> <p>以上です。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>14番</p>	<p>14番。</p> <p>わかりました。</p>

質疑	(松林義光君)	この業者はあくまでも町では最終的に判断をする材料にしますということで、最終的には町トップである町長と議会で候補地を決定するということになるわけですね。いいです。
	馬場議長 (議員席)	ほかに質疑ありませんか。
	馬場議長	なしと認め、第1款から第6款までについての質疑を終わります。 <b>**なしの声**</b>
	馬場議長	次に、第7款商工費から第12款公債費までについての質疑を受けます。20ページから29ページです。 質疑ありませんか。 1番、澤上 勝議員。
	1番 (澤上 勝君)	7款の商工費、20ページ。 先ほど説明がありましたけれども、確認をしながら。 13番の委託料のイベントをやるということでありますから、多分この町からも行くという確認でよろしいでしょうか。そしてまた、どれぐらいの規模で行くのかを教えていただければと思います。もし私の体の都合がつくときは一緒にさせていただければと思います。 あと、19番の小規模企業への利子補給ですけれども、ちょっと私も現場を離れていましたのでどのぐらいの規模で、どう利子補給をしているのかの現状をお願いします。 続いて、22ページの道路新設改良費の中の工事請負費がまた増額をされましたので、この中にきっと入っていると思いますけれども、我が屯所のところの道路の改良が入っているものと信じながら、それが含まれているのか、お答えをいただければと思います。 そしてまた、従来の木内々本町線の拡幅整備等についてどのような考え方を持っているか。 もう一つは、間木百石1号線の歩道整備等についてもどのような考え方を持っているか、お答えをお願いいたします。 以上。



<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>商工観光課長 (松林光弘君)</p>	<p>商工観光課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>スーパーマーケット・トレードショーですが、当町からは2業者が出店します。随行は職員1名、そして、主催は八戸の市役所ということで、主に八戸広域圏の町村、それから青森県、それから銀行さんという形になります。</p> <p>それから、小規模利子補給金についてですが、これについては前年度の実績で25件、5,250万、63万9,000円の利子補給をされております。それについては、昨年度で一旦終了しております。今回新たに3年間の受け付けで1年12月の利子補給ということを考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>ご質問の木ノ下の屯所跡地の交差点の工事費が含まれているのかという質問ですけれども、東側の工区につきましては来年度以降の工事費で検討していきたいと考えております。しかしながら、西側の中学校側につきましては一部見えにくい箇所について木の伐採等も行っておりますので、そちらについては一部側溝等の敷設等をこの4,000万円の中か、もしくは維持補修工事費で若干対応していきたいと考えております。</p> <p>それと、あと町道木内々本町線の拡幅整備についての見通しの部分ですが、当該町道の間木地区から八幡町地区までの区間の中には乗用車のすれ違いに苦慮するような区間があることは認識しております。ほかの路線と同様に全区間を拡幅するためには隣接者の用地、補償等の協力等、事業費が多額となることなど、多くの課題があるため、当該路線ではこれまで間木地区において隣接地の用地等の協力を得られた区間でモデル的に待避スペースなど、部分的な整備を行い、対応してまいりました。今後は秋堂地区の未整備区間の整備が必要であると考えておりますので、隣接者の協力が得られれば整備手法を検討した上で進めてまいりたいと考えております。しかしながら、町内全体での道路整備要望は数多く寄せられており、毎年生活関連道整備計画を作成し、</p>

		<p>整備を進めておりますが、限られた予算の中で全ての要望に対して早急に整備を行うことは大変難しい状況であることをご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>次に、町道間木百石1号線の歩道整備について、見通しについてということですが、こちらにつきましては当該路線は交付金事業等により整備し、平成23年度末に車道と一部歩道の整備を終え、供用を開始しております。歩道の整備については東側の一部区間が整備されておりますが、そのほかの約1,136メートルの区間は未整備となっております。町内の歩道整備については平成27年度から通学路交通安全対策として学校、警察、道路管理者を含めたおいらせ町通学路安全推進協議会で策定した通学路交通安全プログラムをもとに今後の整備路線や手法を協議し、順次対策を進めていくところです。しかし、当該路線については通学路の検討路線外であるため、先ほどの答弁で触れた基本計画の中で整備を検討していくこととなります。そのため現時点では整備年度等は未定となっておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>以上で答弁を終わります。</p> <p>1番。</p> <p>先ほどの商工費の利子補給でありますけれども、これはもう一度確認しますが、今多分マル経ですから、1,000万円限度額、その中で利子の部分は全額3年分という解釈でいいおか、それも再度お願いします。</p> <p>あと、工事、道路の件でありますけれども、今課長さんが説明しましたから、多分上久保ノブオさんのところの道路を拡幅することとは、私も地主様、何で木を切っているのかということを確認をしていましたけれども、多分その確認だと思いますけれども、できればもともとの屯所のところも何とか町長さんのお力で手を早目につけていただければということをお願いをさせていただきます。</p> <p>あとは、木内々本町線もできるだけ協力を得てやっていただければよろしいかと思うし、あとは間木百石線も本庁舎、分庁舎の通過点でございますので、必要な道路でありますので、何とか拡</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>1番 (澤上 勝君)</p>	

	<p>馬場議長</p> <p>商工観光課長 (松林光弘君)</p>	<p>幅をということで再度回答をお願いします。</p> <p>商工観光課長。</p> <p>お答えします。</p> <p>限度額についてですが、限度額は2,000万円になります。それで、返済期間は2種類ありまして、運転資金用は7年、それから設備資金用は10年となっております、そのうち町では1年12カ月分だけ利子補給して残りは自己負担、事業者の負担ということになります。</p> <p>以上です。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>木ノ下の屯所跡地の交差点の部分ですが、中学校側のほう、西側のほうです。そちらが一部県道に出る際に見通しが悪いということで、先ほど言いましたが、地権者の方から了承をいただいて木の伐採等を行いました。その部分について、側溝等を入れながらちょっと若干見通しのいいような交差点、西側を先行して今年度は補正で対応等は考えていきたいとは思っております。</p> <p>あと、2路線、木内々本町線、間木百石1号線になりますが、先ほど説明したように限られた予算の中で整備を行っておりますので、今現時点ではいつ整備できるかというのがちょっとお答えできないということで、ご理解いただきたいと考えております。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>1番 (澤上 勝君)</p>	<p>1番。</p> <p>零細企業の利子補給でありますけれども、私も40年現場にいた者として、やはり零細企業はますます厳しい環境下にあるのは皆さんご存じかと思えますし、今皆中央からあらゆるものまで出てきておりますので経営というのはなかなか厳しいのが現実でありますし、この厳しさはまだまだ続くものでありますから、利子補給も1年ではなくせめて運転の7年だったら3年、設備の1</p>

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>0年だったら5年という、そういう温かい配慮、制度をこれからもし話し合いの中で進められたら進めていただければということをお願いをしておきます。</p> <p>道路については、とにかくお願いをしておきます。</p> <p>以上。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>7番、檜山 忠議員。</p> <p>7番。</p> <p>22ページ、8款土木費の1目なのですが、やっぱり関連質問になりますけれども、県道下田停車場線の歩道についてですが、これについての整備についての考えを最初にお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>それから、28ページです。</p> <p>学校給食3目学校給食運営費。これも関連質問なんですけれども、今新しくできる給食センターでは地産地消ということなのですが、おいらせ町でとれる野菜、米等、それらについての受け入れの関係はどのようになっているか、まず教えていただけますか。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>県道下田停車場線の歩道についての対策ということでよろしいでしょうか。ご質問の歩道を含め、県が管理する歩道の段差、陥没などは、歩道を利用している地域の方々からの情報提供や県のパトロールにより確認した上で補修を進めていただいているところであります。県が管理している道路は、適正な維持管理に努めていただくよう県に対し、要望してまいりたいと考えておりますが、歩道については利用している地域の方々の情報が重要であると考えておりますので、危険な箇所等がございましたら、情報提供をお願いしたいと考えております。ご協力のほど、よろしくお願いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>今地元の地産の野菜及び米というお話でしたので、まずとりあえず米からお話いたします。</p> <p>まず、現在の給食センターの考え方がそのまま新しい給食センターにも移行されるものと思っております。現在米は、青森県学校給食会から、まず米穀を調達しております。それで、五戸の業者さんにて炊飯をしてもらって、それを各校に配送しているという形になっています。今現在の給食センターで使用している学校給食用の米穀、これは「まっしぐら」になりますけれども、全て地元産、町内産のものを供給してもらっております。これは青森県学校給食用米穀安定供給検討会議というのがございまして、そちらで手配して、町内産のものを支給するという形で行っております。ですから、米に関してみれば、町の米を使っているという形になっています。</p> <p>次、地元の野菜になりますけれども、これも現在の給食センターになりますけれども、町内産、基本的に食材の調達に関してはまず町内産、なければ青森県産というのを原則にしております。それでも調達できない場合は国内産という仕様にのっとって皆さんのところで食材を提供しています。</p> <p>また、契約については随意契約で見積もりによる入札になりますけれども、それで価格競争し、毎月実施しています。</p> <p>あと、J Aとも絡みがございまして、食材調達するとき、年度当初にJ Aから、この時期にはこの野菜が提供できるという年間計画表を提示してもらっております。その時期についてはJ Aから仕入れをするという仕組みになっておりますので、新センターに行っても、まず地元でとれる野菜については現在の給食センターで実施しているような形でJ Aからの提供を予定しております。</p> <p>以上になります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番。</p> <p>歩道の件については、段差ができていて整備不良のためにもう既に通学の子供たちの自転車がパンクしたり、またはつまずきが</p>

		<p>あつたりということがもう現に起きているみたいなんです。早い機会に、まず担当の地域整備課の皆さんで、夜間が問題なようですので見ていただいて、そして、県だったら県に早い機会に整備してもらうように何とか申し出ていただきたいということでもあります。</p> <p>それから、給食センターの問題なんですけれども、何か話を聞くと、どうやって入札したらいいか、納めるのに加わればいいんだろうという話になっているみたいなんです。農協さんが主体になって、量も多いでしょうから、個々の農家さんが個々に出すというわけにもいかないだろうし、まとめて納めるようなそれにしたいたいということのような考えであります。その入札時期なり手続の方法なんかを早い機会にもしできたら相談をかけていただきたいと思いますけれども、いかがですか。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>先週、ご質問がありましてから学務課を通しながら学校からの情報ということで5件ほど事故等があったということの報告を確認しておりましたので、それをもとに先週、現地の当該箇所の段差等を確認した上で管理者であります県に対しては、機会がありましたので、そちらの情報提供をしながら修理を要望してまいりました。</p> <p>以上であります。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>基本的には入札とか、そういう部分の参加のことにしてみれば、大変、こちらでご連絡をとっていただいて、給食センターとお会いできればその中できっちりご説明したいと思います。ただ、JAさんの場合ですと、今現在JA百石支店の野菜センターさんと我がほうがやりとりしている部分も実際実績としてございますので、もしかすれば木ノ下の野菜センターさんもございますので、もしそちらの話であれば同じく給食センターとご連絡をとっていただければと思っております。ただし、JAさん同士でやりとりというの、価格競争するのも私は個人的にいかがなも</p>

		<p>のかなという気持ちがあるので、できるだけだったらおいらせ町の中のJAですので、うまくおつき合いができればいいなと思っております。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>7番 (檜山 忠君)</p>	<p>7番。</p> <p>ということは、JAの中でも三すくみの形になっているということなわけですね。私、それらをちょっとまとめてもらって、要するに1本にして給食センターと話し合いをしていただければということによろしいですか。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>学務課長 (泉山裕一君)</p>	<p>学務課長。</p> <p>JAさんでそういうふうにまとめてもらえるようでしたら、我がほうとしてみれば、非常に助かります。</p> <p>以上になります。</p>
質疑	<p>馬場議長</p> <p>4番 (高坂隆雄君)</p>	<p>ここで、70分近くになりますので、一旦休憩をとりたいと思います。今ランプが点灯している4番の高坂議員以降は、休憩後に再開をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>3時10分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(休憩 午後 2時54分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p style="text-align: right;">(再開 午後 3時10分)</p> <p>4番、高坂隆雄議員。</p> <p>4番、高坂です。</p> <p>22ページの土木費のところでお尋ねをしたいんですが、町道維持補修工事費430万円と町道整備工事費の4,000万円、このところでお尋ねをいたします。</p> <p>まず、この内容についてもう少し詳しくご説明をいただきたいと思っております。具体的には、その件数、それから当初予算で計上したものに関連するのか、または、全く新規なのか。その辺を詳しくお知らせをいただきたいと思っております。</p>

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>ご質問にお答えいたします。</p> <p>まず初めに、町道整備工事費の4,000万円につきましては、件数は6件程度を予定しております。当初の部分には関連しないで3月議会等でもお話ししたように、これから冬期間ということになりますので、舗装工事等はやらずに側溝整備等を考えていきたいと思っております。</p> <p>また、道路維持補修工事費等につきましては、これまで穴埋めや苦情対応等をしておりましたが、先ほどの答弁の中でも申し上げたように、一部木ノ下の屯所の西側等に側溝等の整備等は予定しておりますが、そのほかについては今後の苦情等への対応と考えております。</p> <p>以上であります。</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>4番 (高坂隆雄君)</p>	<p>4番。</p> <p>430万円はわかりました。</p> <p>この4,000万円の中で6件ほどあるということです。当初予算とは関係のない部分ということですから、新たな箇所ということだと思いますが、そこで、差しさわりがなければ、どの地域の道路整備工事なのか、お知らせをいたいと思います。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>地域整備課長 (澤口 誠君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>地域整備課長。</p> <p>工事箇所等につきましては、候補ということで十数件ぐらいは考えておりますが、今後議会終了後に現地を確認するとして上で、決定していきたいと考えております。</p> <p>以上であります。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>6番、平野敏彦議員。</p>



<p>質疑</p>	<p>6 番 (平野敏彦君)</p>	<p>お願いします。</p> <p>2 3 ページの消防費のところですけども、私、ちょっと確認をしたいのが、先般の北朝鮮のミサイルで J アラートが入ったんですけども、これは町の広報無線に総務省ですか、そちらから、一方的に接続して国が選定した県に自動的に流れてくるという形で私、新聞見てそう感じたんですけども、間違いないかどうか。それが 1 点。</p> <p>それと、音声よりもサイレンみたいなのが非常に高齢者の人にとっては音声が何か昔の空襲が来たみたいだという感じを受けて恐怖心を生むという声が多く聞かれたんですけども、これらについても町では、ただ施設を国が利用して、そういう音声で流しているということで理解をしいいか。</p> <p>それと、あと 1 点は、その J アラートが鳴ることによって職員の対応というのはどうなるのか。例えば土日、深夜帯、国ではその時間帯に関係なくそういう災害発生が、例えば発生された、予測されたときに、実際に確認した時点で流すと思いますけれども、その次の対応がどういう形で職員は対応するのか。</p> <p>それと、あと 1 点、この J アラートが鳴った後、町独自で、私、前にも質問していますけれども、町民にはこういう形で今の場合はどこへ避難とかそういう指示ができないのか。この 3 点についてお聞かせいただきたい。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長  まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>まず、J アラートのシステムのところでございます。</p> <p>まず、これは国から町にミサイルの発射の警報が瞬時に伝達されるというシステムで、うちで調整してということではなくて、国からの伝達された警報でございます。</p> <p>次に、音声についてでございます。</p> <p>これは先般ちょっとテレビを見た中なんですけれども、あの音声については、例えば耳が聞こえにくい方にも音域が入るという音だそうです。私、ちょっとよくわからないんですけども、そういう中であの音域を、音声を決めているという、あの音域だということでございます。</p> <p>次に、土日、深夜の対応でございますけれども、先般は平日の</p>

		<p>朝早くということでしたが、まず、地域、職員が安全を確認して登庁するということになりますけれども、この前みたいに海岸1,000キロ先、遠方に離れたというところがございますと特段と影響がないという形になれば、まちづくり防災課が役場に来て、その情報を収集したりとか、そういう形をとりたいと考えております。また、周辺に落下した、着弾したという場合については、全職員が対応という形になろうかと思っております。</p> <p>それと、町独自の避難なんです……。避難指示はまだ……。少しお待ちください。</p> <p>町独自の避難指示については、情報を得て、先ほど言ったとおり、周辺に着弾したとか、危険性が及ぶという形であれば、当然安全を確保するために住民の方に伝達をしなければいけないと考えておりますけれども、避難先がどうだということでお知らせするということは、今のところ考えてございませんので、また、国民保護法上で町では頑丈な施設といわれるのは一応19挙がっておりますが、それが果たして頑丈だ、大丈夫だという施設だとは認識しておりませんので、その辺も国の考え方、県の考え方、うちもその辺を精査して今後住民の方にお知らせしてまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p> <p>6番。</p> <p>Jアラートの放送についてはわかりました。やはりそれなりに根拠があってあの音声になっているんだということで理解をしました。</p> <p>対応については、もう発射されてから10分経てばもう着弾しているわけですから、アメリカに行くのであればそれなりに対応ができると思いますけれども、当町は三沢基地に隣接になっていきます。そういう意味で、このアラートが鳴ったときには、もう三沢に狙ってくるのであれば着弾するんじゃないかと。そうすれば簡単に言えば職員の登庁も何もありませんと私は思います。やはりそういう対応の仕方というのも一つは示しておいてもいいんじゃないか。例えば防空壕じゃなくても、大きい排水路とか、そういうのに一瞬身を隠すとか、そういう方法もあっていいのでは</p>
<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>6番 (平野敏彦君)</p>	

<p>質疑</p>	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>ないかなと私は思いますけれども、全く全然対策を立てないというの、案を示さないというのもちょっといかがなものかなと思いますので、町民からもいろんなアイデアを募って、その対案を取りまとめをしてもいいんじゃないかと思います。実際に北朝鮮の現状を見ていけば、1発だけじゃなくて続けて発射する能力を有しておりますので、そういう意味ではアラートがあったら終わりかなという気持ちも整理しておく必要もあるかなと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>11番、西館芳信議員。</p> <p>今のやりとりを聞いていまして、今と同じ消防費について関連して質問しますが、まちづくり防災課長、国民保護法の関係で19の頑丈な施設、我が町の中でと言いましたけれども、その19というのは全部でなくてもいいです。どんなところが該当する施設ですか。</p>
<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p> <p>まちづくり防災課長 (田中貴重君)</p> <p>馬場議長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>お答えをいたします。</p> <p>当町の国民保護の計画は、平成19年に作成しております。その中で避難施設と言われているのが全部で33カ所あります。その中でコンクリートづくりと言われているのが19カ所ございます。それが今の弾道ミサイルの避難施設に当たるかどうかという部分は私はちょっと疑問はあるんですけども、一応ホームページ等でお知らせしている、国から出ているのはこのコンクリートづくりの19施設、例えば百石高等学校とか、百石小学校とか、あとは東公民館、そういうコンクリートでできた施設が対象というか、避難施設になっております。</p> <p>以上です。</p> <p>11番。</p>

<p>質疑</p>	<p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>わかりました。なるほど。通常の爆弾であれば大いに役に立つんじゃないでしょうか。ところが、やっぱり核弾頭を整備されてしまうと、これはもうどうもなり難いと。核弾頭以外、恐らく、いや、核弾頭にしても、例えば広島だとか、それから大概の実験だとか、それから核弾頭が整備されなかった時代の第1次世界大戦の爆弾からの防御でも、塹壕ですか、塹壕、ドイツ軍と連合軍が、それでさえもかなり効果があるんです。だから、そういう方法でもとらなければならない。</p> <p>先月29日、ああ、もう発射されたのかと。どうしても逃げられないとなると、私は家のソファに座って、あと二、三分かと思いつつ考えたのは、ああ、東北地方であれば三沢に来る。三沢に本当に狙ってきたのであれば三沢に来る。もう死なねばならないなど、残念だなど。ただ、子供が近くにもいるけれども、遠くにも離れていて全滅はしない。よかったなと思いつつ、いや、三村正太郎町長は、私がこの前の議会でもうちょっと敏感になってもいいんじゃないかなと話をしても、何ら週刊誌ではどうたらことでもしゃべっている。いが何をしゃべっているかみたいな調子で、あれはちょっと三村正太郎らしくなかったなと私はそう思っていました。あのときは諦めた。ましてや後から聞いたら、三沢の市民の人たちは、ああ、きょうはこれで終わりだと思ったと。みんな結構話をしていました。</p> <p>何を言いたいかという、やっぱり確かに全滅かもしれないけれども、首長たるもの、少しでも町民に安心してもらうためにこのおいらせ町は三沢の管内の周辺市町村と比べても山もないし、起伏もないし、どこにも隠れるところがない。ほかとは条件が本当に悪いということをまず宣伝しなければならない。みんなにそれを知ってもらわなければならない。ほかと同じだという考えじゃだめなんです。確かにほかも全滅するかも、ここも全滅するかもしれない。でも冷静に考えてみれば、一番条件が悪い。それをまず前提にして、恐らく職員、役場の行政マンとしてはやるのは限界がある。しかし、あなたは政治家だ。政治家はやっぱり政治家として、オラほはこんなに条件が悪いところで、そして三沢の基地にびったりくっついていて。これをどうしてくれるんだということで、あなたのつながりのある政治家、国会議員さんなどに訴えて、少しでもスイスにあるような地下シェルター、これは</p>
-----------	------------------------	--

<p>答弁</p>	<p>馬場議長</p>	<p>無理かもしれないけれども、先ほどしゃべったような塹壕に毛が生えたのでも、いろんな道筋をつけられると思うんだ。あなた、何もそんなのを考えていない。仕方がないでしょうと。まさしく20年やっていけば、あの打てば響くような三村正太郎でもこんなになれてしまって何ら動かないのか、考えないのかと。やっぱりこれは新しい人でなければだめだなど、こうなると思うの。前の私が覚えている中学校からのあの三村正太郎に戻って、もう一回町の人たちのために機敏に考えて、この問題に対処する気がないか、ちょこっと伺ってみたいです。</p>
	<p>町長  町長 (三村正太郎君)</p>	<p>町長。</p> <p>西館議員にかかると三村正太郎町長はこきおろしされますが、本当においらせ町は住んでみたい町ということで、非常に住みやすい、いい条件下にあるわけでありますけれども、核弾頭が落ちてくるときには平坦な（聴取不能）は悪い条件になっちゃう。これは本当に北朝鮮の金正恩だか、偉い人に本当に何とかして欲しいなど。今安保理初め、それこそ安倍総理大臣の方々、一生懸命努力して外交的に云々と圧力をかけてやめさせようとしているけれども、これがなかなか当てにならないというのが、もう新聞、テレビを見てもわかるでしょう。西館議員はよくご存じだと思います。</p> <p>では、町の長として何ができるんだろうということで、本当に本当にぴりぴりしています。私どものこの年代になると、消滅してもどうってことはないかもしれませんが、子供、孫のことを考えたら、これは大変な問題になりますので、何とか核弾頭が落ちてこない、普通の爆弾でもこういった役場なんかは耐えられるでしょう、普通の爆弾であれば。ただ、核弾頭となると全部吹っ飛びます。一瞬のうちに吹き飛びますが、それをどうのこうのと三村正太郎に聞いてもどうにもなりませんので、ぜひそれはもうぴりぴりしています。だから町としてできることだけは担当課長も先ほどから申し上げている、できることは何かということで最善を尽くした対処はやるつもりですけれども、それ以上は核弾頭の話をしてどうにもなりませんので、そういったことをご理解をいただきたいと思います。</p>

質疑	<p>馬場議長</p> <p>11番 (西館芳信君)</p>	<p>11番。</p> <p>いや、そこなんだよな。私、マスコミの方がいる前でしゃべるのは何だけれども、私はしゃべったのは確かに何もならないということを、これは現実だ。しかし、ほかよりも条件が悪い我が町をこのままにしておくのかと。それを訴えて何とかいろんな道で、いろんなもつと町を活性化させる材料にできるんだよ。そういうことまで考えるのが町長の仕事ではないの。あ、だめだと。同じだということで、私はそこもあるんだけど、それをそのままにしておいてはだめだというのだけど、それを交換材料にして、政治家だとか国に訴えて町を活性化させろ、発展させろという、そこまで本当はしゃべっているんだけど、その辺、全然ぴんどこないかな。町長。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>町長 (三村正太郎君)</p>	<p>町長。</p> <p>今のを逆手にとって町の活性化にと、そうだろうと思えますけれども、国に訴えて、国会議員に訴えて三沢基地がなくなるわけじゃないし、三沢基地をそれこそ狙ってくるとすればないほうがいいわけでありまして、これはもう事実あるわけです。これはどうにもなりません。国に訴えて、国会議員にどうのこうのと言ってもこれはどうにもならない。今の日本のインフラはすぐかえられるわけじゃないので、ちょっと先ほど申し上げましたけれども、町としての、おいらせの町長の立場としてでき得ることを知恵を絞ってやりたいと思っていますので、西館芳信議員が、活性化はできるんだというその知恵があったら、ひとつご教示をいただきます。何ぼでも知恵を教えてください。それが可能かどうかということも含めて勉強、調査してみたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
答弁	<p>馬場議長</p> <p>まちづくり防災課長</p>	<p>まちづくり防災課長。</p> <p>町とすれば、住民の方が情報がない中で非常に不安に感じているということを多分皆さんも思っていると思っておりますので、</p>

	(田中貴重君)	できるだけ町として出せる情報等については住民の方に、それが安心につながるかどうかわかりませんが、できるだけ多く情報を出して町の姿勢をあらわしていきたいと考えております。 以上です。
	馬場議長 (議員席)	ほかに質疑ございませんか。 <b>**なしの声**</b>
	馬場議長	なしと認め、第7款から第12款までについての質疑を終わります。 以上で、歳出全款についての質疑を終わります。
	馬場議長	次に、給与費明細書、債務負担に関する調書並びに地方債に関する調書及び第2表、債務負担行為補正についての質疑を受けます。 事項別明細書31ページから38ページ、議案書の31ページです。 質疑ありませんか。 6番、平野敏彦議員。
質疑	6番 (平野敏彦君)	31ページのところですけれども、職員数のところで補正後23人ふえていますけれども、この中身を教えてくださいと思います。 それから、33ページ、32ページのところですけれども、一般職が補正後141名、33ページですと、平成29年7月1日現在の行政職、医療職、3個置いて、技能職までありますけれども、これがトータルすれば140名で1名はどこかに浮いていますけれども、この違いを、2点だけお願いします。
	馬場議長	企画財政課長。
答弁	企画財政課長 (成田光寿君)	それでは、お答えいたします。 31ページの給与費明細書、特別職の比較、23名のところの内訳でございます。 事項別明細書のページ数でいきますと、まず14ページ、統計調査員のところ、こちらが12人です。就業構造基本調査

答弁	馬場議長	員のところが12名でございます。それから、そのほか、27ページ、図書館協議会委員が6名、それから文化財保護審議会委員が5名、計23名でございます。 以上です。
	総務課長 (倉館広美君)	総務課長。  33ページの職員数、7月1日現在で140名となっていて、32ページの補正前140名、補正後141名。現在も職員数等は140名のままです。今回補正で10月1日から半年間、任期つきの運転手を採用予定でありまして、その人の分が1名増となっております。 以上であります。
	馬場議長  (議員席)	いいですか。 ほかに質疑ありませんか。 <b>**なしの声**</b>
	馬場議長	なしと認め、給与費明細書、債務負担に関する調書並びに地方債に関する調書及び第2表、債務負担行為補正についての質疑を終わります。 以上で、本案についての質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論ありませんか。 <b>**なしの声**</b>
	馬場議長  (議員席)	なしと認め、討論を終わります。 これから議案第48号について採決いたします。 本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 <b>**なしの声**</b>
	馬場議長  (議員席)	異議なしと認めます。 よって、本件は原案のとおり可決されました。 お諮りします。 本会議における本日の議案審議については、議案第48号、平成29年度おいらせ町一般会計補正予算(第2号)についてまでとし、議案第49号、平成29年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(1号)についての審議は、あす引き続き行い



	(議員席)	たいと思いますが、これにご異議ありませんか。
	馬場議長	<p style="text-align: right;">**なしの声**</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本会議の議案の審議はそうように取り扱うことに決しました。</p>
日程終了の告知	馬場議長	これで、本日の会議を閉じます。
次回日程の報告	馬場議長	あすの本会議は、引き続き本会議場において午前10時から議案の審議を行います。
延会宣告	馬場議長	本日の本会議は、これで延会とします。
	事務局長 (中野重男君)	<p style="text-align: right;">(延会時刻 午後 3時36分)</p> <p>修礼を行いますので、ご起立願います。</p> <p>礼。</p>